

令和2年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年3月17日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第7号	飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
第3	議案第8号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第9号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第10号	飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第11号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第12号	飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について
第8	議案第13号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第9	議案第14号	飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について
第10	議案第15号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第12	議案第17号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について
第13	議案第18号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案第19号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案第20号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第16	議案第21号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第22号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第18	議案第23号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
第19	議案第24号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第20	議案第25号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第21	議案第26号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第22	議案第27号	松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第23	議案第28号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第24	議案第29号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第25	議案第30号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第26	議案第31号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について
第27	議案第32号	飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について
第28	議案第33号	飛騨市家畜診療所設置条例について
第29	議案第34号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について
第30	議案第35号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第31	議案第36号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第32	議案第37号	飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第33	議案第38号	市道路線の廃止について
第34	議案第39号	市道路線の認定について
第35	議案第40号	飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について
第36	議案第41号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第37	議案第42号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第38	議案第43号	令和2年度飛騨市一般会計予算
第39	議案第44号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第40	議案第45号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第41	議案第46号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算
第42	議案第47号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第43	議案第48号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第44	議案第49号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第45	議案第50号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第46	議案第51号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第47	議案第52号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第48	議案第53号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計予算
第49	議案第54号	令和2年度飛騨市給食費特別会計予算
第50	議案第55号	令和2年度飛騨市水道事業会計予算
第51	議案第56号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第52	議案第57号	飛騨市犯罪被害者等支援条例について
第53		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第7号	飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第8号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第9号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第10号	飛騨市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第11号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第12号	飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第13号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第9	議案第14号	飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について
日程第10	議案第15号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第17号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について
日程第13	議案第18号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第19号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第20号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第21号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第22号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第23号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第24号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第25号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第26号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第27号	松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第23	議案第28号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第29号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第30号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第31号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について
日程第27	議案第32号	飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について
日程第28	議案第33号	飛騨市家畜診療所設置条例について
日程第29	議案第34号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について
日程第30	議案第35号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

日程第31	議案第36号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第37号	飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第38号	市道路線の廃止について
日程第34	議案第39号	市道路線の認定について
日程第35	議案第40号	飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第36	議案第41号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第42号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第38	議案第43号	令和2年度飛騨市一般会計予算
日程第39	議案第44号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議案第45号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第46号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第42	議案第47号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第43	議案第48号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第44	議案第49号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第45	議案第50号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第46	議案第51号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第47	議案第52号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第48	議案第53号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第49	議案第54号	令和2年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第50	議案第55号	令和2年度飛騨市水道事業会計予算
日程第51	議案第56号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第52	議案第57号	飛騨市犯罪被害者等支援条例について
日程第53		一般質問

○出席議員（１３名）

１番	小笠原美保子
２番	水谷上雅廣
３番	谷口敬信
４番	上ヶ吹豊孝
５番	井端浩二
６番	澤史朗
７番	住田清美
８番	徳島純次
９番	前川文博
１０番	野村勝憲
１１番	籠山恵美子
１２番	高原邦子
１３番	葛谷寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都下	淳明	也宏
副市長	湯之	康	子博
教育長	沖畑	幸裕	己英
代表監査委員	福田	昭利	匡誠
理事兼企画部長	御手洗	達俊	也司
会計管理者	十松	孝直	貢則
総務部長	泉原	孝和	樹之
市民福祉部長	柚原	治廣	也民
環境水道部長	大坪		之
農林部長	青垣		
商工観光部長	清水		
基盤整備部長	青木		
病院管理室長	佐藤		
教育委員会事務局長	谷尻		
消防長	中畑		
危機管理監	坂田		
財政課長	洞		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村賢一
書記	赤谷真依子

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 9 番、前川議員、10 番、野村議員を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 7 号 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
から

日程第 52 議案第 57 号 飛騨市犯罪被害者等支援条例について

日程第 53 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 7 号、飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例についてから日程第 52、議案第 57 号、飛騨市犯罪被害者等支援条例までの 51 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。51 案件の質疑とあわせて、これより日程第 53、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 3 番、谷口議員。

〔3 番 谷口敬信 登壇〕

○3 番（谷口敬信）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前に少しだけ一般質問の経緯についてお話しさせていただきます。私の公約である「あんき・安心・安全」の 3 本柱の 1 つである安全についてお話をさせていただきます。

最近は災害、とくに水害が全国において数多く発生しておりまして、我が飛騨市もその例外ではなくなりました。その緊急処置及び災害復旧工事に関しまして、消防本部・消防団・建設会社に関連した一般質問に入らせていただきます。

1 項目は消防本部と消防団についてですが、まず旧古川町に消防署が設置されまして、34 年が経過し、消防団に関しましては、私親子 3 代で入団経験があります。私が退団いたしました約 28 年前と現在の設備を比較いたしますと、積載車は二駆から四輪駆動車に代わり、雪道も安全に走行でき、可搬ポンプはキャブレーターからインジェクションに変わり、給水が早く確実に消火活動ができるように改善されておりますので、今回

は消防団の処遇等に関しまして、質問させていただきます。

まず1項目ですが、消防本部3カ所の各隊員数と消防団22分団、4隊と59部の各方面隊の男性職員の数をお教えいただきたいと思います。平成30年の記録では、全員で840人というふうに載っておりました。消防団員の報酬年額と退職金報奨金は自治体により金額が異なるのでしょうか。異なる場合は、その理由をお教えいただきたいと思います。

ちなみに調べたところによりますと、平成28年度版では、飛騨市は2万7,000円、となりの高山市は3万6,500円、岐阜県の平均が2万9,179円でした。

参考ですが、平成30年交付税の単価としては、3万6,500円になっております。それと退職報償金ですが、平成30年度版によりますと、団員、大体15年から20年務められた方で、33万4,000円ということでした。

3番、消防団員の環境改善について伺います。消防団の充実強化ということで本年度は、事業背景目的として新入団員を増やすという方向になっており、出動手当を上げていくということを発表されております。

そこでですが、築年数の古い詰所のトイレを和式から洋式に変えとかを含む改修及びその他計画はありますか。現況、私は、古川方面隊第3分団5分所の状態を、この前、3月1日の日ですか、視察させていただきました。それで、全部の詰所がまだ和式のトイレだったことと、1つ驚いたのは、3部の上野地区なんですけれども、築2年ですが、和式のトイレでした。何かその理由があったら教えていただきたいと思います。

4番、近い将来にあり得る少子高齢化になることは間違いないと思うんですが、消防団員数が減少して、それに対する対応として消防本部の隊員を増員することまたはほかの考えがございましょうか。

以上質問をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

中畑消防長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

飛騨市消防本部と消防団について。①の「消防本部各署の職員数と各方面隊の団員数（男性）」についてお答えします。現在の消防職員数は76名で、内訳は消防本部14名（県防災航空隊派遣1名を含みます）、古川消防署26名、古川消防署北分署12名、神岡消防署24名です。消防団員数は、平成31年4月1日で852名であり、男性は829名です。内訳は古川方面隊349名中男性329名、河合方面隊93名中、男性

９３名、宮川方面隊９１名中、男性９１名、神岡方面隊３１９名中、男性３１６名です。令和２年３月１２日現在で、令和２年４月１日の団員数は８４４名となる予定です。

②の団員の報酬年額と退職報償金についてお答えします。まず、年報酬額ですが、各自治体の条例により決まっているために金額が異なります。年報酬は合併時に４町村の一番高い報酬額２万７，０００円に合わせたもので、以後改正はしていません。自治体ごとに年報酬が違ふことは承知しており、高山市が３万６，５００円、下呂市が２万３，１００円、郡上市が２０，０００円、白川村が１万５，０００円ですので、飛騨市の２万７，０００円は現在のところほぼ平均と考えています。

次に、退職報償金については、政令の定めにより、「消防団員等公務災害補償等責任共済基金」に掛金を支払い、団員が退職すると、５年ごとに算定した金額が飛騨市に支払われます。

飛騨市ではより団員に有利になるよう、５年以上在職した団員に１年ごとに算定した金額を条例で定め、退団者に支払っているため金額が異なります。

③の「消防団員の環境改善」についてお答えします。現在トイレだけの改修計画は考えていませんが、器具庫の更新計画を築５０年で計画していますので、その中で考えていきたいと考えております。なお、上野器具庫を建設当時には、洋式トイレについては考えていませんでした。

続いて、④の消防職員の増員についてお答えします。消防職員の条例定数は７８名で、本年度は７６名の職員で勤務しております。消防職員の増員につきましては、可能ならばそのようにしていきたいところですが、人件費総額の抑制や人口減少による新規採用者の減少もあり、当面、現状の維持を目標に考えています。

消防職員の採用に向けては、消防の仕事を知っていただくため市内の中学校、高校で時間をいただき「消防ＰＲ」を行ったり、高校生のインターンシップ、中学生の職場体験などを積極的に受け入れ、次の世代を担う子供達に消防の仕事をアピールしています。また、本年度は女性職員の採用を目標に、県内外の消防本部に勤務する女性消防吏員５名を飛騨市に招き、広く市民に呼びかけ講演会をしていただきました。消防団員の確保については、人口の減少が進む中、消防団員の大幅な増員は見込めないのが現状であります。いかに減り幅を抑え現状の人員を維持して行くのかが重要と考えております。このため、消防団員募集のポスターを作成するほか、各イベントでの加入促進広報活動や消防協力事業所優遇制度の広報活動を実施し、団員確保に努めております。

また、来年度は女性消防団員の活躍の場の拡充のため、防災防火啓発活動に活用する資機材を購入するほか、新たにお試し入団制度を創設し、女性団員の入団につなげたいと考えています。

なお、消防団員の処遇改善では、年報酬・費用弁償の個人口座への振り込み、費用弁償の単価引き上げを考えており、今議会に上程させていただいております。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○3番（谷口敬信）

女性隊員の件で1つ伺いたいですけれども、それは例えば古川町の中で別途にその女性隊員というのをつくられる。それともある方面隊、1分団からありますよね、そういったところに配置するということでしょうか。教えてくださいませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

ただいまの質問でございますが、女性団員は現在古川方面隊に女性分団20名があります。あと神岡方面隊に3名の方が本部付きとして女性団員に務めていただいております。

○3番（谷口敬信）

全く各分団に入るといえることはないのであります。わかりました。

それと、先ほど申し上げました洋式トイレに関してなんですけれども、近年やはりこの公園のトイレを直すと公民館のトイレを直すとか、そういったことで、やはり和式から洋式に変わっていったのが、現状で、かつ、今の若い子の世代、とくに30代というのは、恐らく和式のトイレには経験がない者も今出てきているということをうちの長男から聞き及んでいますので、今後、築50年以上の改築だけではなく、そういった環境の面での配慮もしていただけると、今以上とは言いませんけれども、その若い世代の子も入隊してくれるのではないかと私は思います。その返答はもらえますか、今。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

計画はまだつくっておりませんが、そのことも踏まえて計画のほうをつくっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○3番（谷口敬信）

2項目がインフラ整備及び災害復旧工事に関連した建設会社での問題、とくに不足がちな残土処理場について質問させていただきます。

1点は、現在飛騨市内に公共及び民間の残土処理場はありますか。あれば処理費用を知りたい。2番、3番なんですけど、昨日の委員会の中で、もうない、場所がないようなことを言ってみえましたが、一応質問内容として質問させていただきます。残土処理場のその計画してある箇所数、場所、地目、面積、可能な処理土量を知りたい。残土処理場が使用可能時期はいつごろになるかを教えていただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、公共残土処理場の開設についてお答えします。

1点目の現在飛騨市内にある公共及び民間の残土処理場と処理費用についてと、2点目の残土処理場の箇所数、場所、地目、面積、可能な処理土量については、あわせてお答えさせていただきます。

現在市内で開設されている残土処分場は、市が開設している公共の処分場が2カ所、民間で開設しているものが2カ所、計4カ所あります。

公共の1カ所目は、宮川町種蔵地内に開設されている種蔵公共残土処分場で、従前の地目は山林や田など、面積は約1万5,000平方メートル、処分量は約12万3,000立米、処分費は1立米当たり1,157円です。

2カ所目は、神岡町小萱地内に開設されている小萱公共残土処分場で、従前の地目は田や原野などです。面積は約2万4,000平方メートル、処分量は約8万7,000立米、処分費は1立米当たり1,608円です。

民間の1カ所目は、古川町数河地内に開設されている数河残土処分場で、従前の地目は田や原野など、面積は約1万5,000平方メートル、処分量は約4万立米です。処分費は1立米当たり2,130円です。

2カ所目は、宮川町種蔵地内に開設されている大瀬残土処分場で、従前の地目は山林、面積は約8,000平方メートル、処分量は約4万5,000立米、処分費は1立米当たり2,280円です。

なお、一昨年の豪雨災害によりまして大量の残土が発生いたしました。このため予定を大幅に上回る受け入れにより所定量に達しております。大瀬残土処分場以外の処分場は現在受け入れを停止しています。

次に、3点目の残土処理場が使用可能な時期についてお答えします。新たな残土処分場について、市と民間事業者、それぞれ候補地について検討中ですが、開設に伴い地権者の同意や関係機関などとの調整及び協議が必要になります。このため、現時点で開設時期を示すことはできませんが、早期に開設できるよう、建設業協会などとも連携し進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○3番（谷口敬信）

どうもありがとうございました。公共のほうで今入れられるところは、大瀬の残土処理場ということを知ったんですけども、これは民間の工事でも残土処理することは可能なのでしょうか。お答えください。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。公共残土処分場の2カ所につきましては、飛騨市・岐阜県・国等の行う公共の事業で出たものです。先ほど言いました、大瀬につきましては、民間の処分場ですので、一般の方の残土処分ということでも対応できるようになっております。先ほ

どまだ開設していると言いましたけれども、大瀬についてもだいぶいっぱいになっているということですので、次の箇所を早急に進めたいと考えております。

○3番（谷口敬信）

それはやはりきのうの委員会の中でもお話しされたようにまだ候補地が見つかっていなくて前へ進んでないというのがやっぱり1番の理由でありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

平成30年度に11カ所の候補地を選定しております。この中で幾つか民間がやったほうがいいのか、市がやったほうがいいのか、とかいろいろ調整をとっているわけですが、現在も進めておりますけれど、決定しない理由には、まだ土地の承諾が得られないとか、ここの土地やとどういうふうになるかという、農地の場合ですと、また農振の関係の除外とかいろいろ問題がありますので、最適地の調整に入っているところでございます。

○3番（谷口敬信）

そうですね、やはり農振の問題ありまして、大変ご苦労されると思うんですが、そこは官民一体となりまして、早急に残土処理場を開設できるようよろしくお願いいたします。私からの質問は以上です。ありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で3番、谷口議員の一般質問を終わります。

次の質問に入ります。1番、小笠原議員。質問中説明資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

皆様おはようございます。議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。歴代の市議会の先輩議員の皆様におかれましては、飛騨市のためご尽力をされましたことを心より敬意を申し上げます。私も諸先輩方のように飛騨市民のために力を尽くしていく所存でございます。飛騨市民の皆様の安全・安心・発展のために精一杯心がけ、皆様には飛騨市民の誇りを持って健康に暮らしていただき、明るい未来を創造していただけるようにがんばってまいります。

私からは大きく3点について質問させていただきます。まず1つ目は、新型コロナウイルス対策について。2つ目は空き家対策について。3つ目は飛騨市の防災意識の強化についてです。

最初に新型コロナウイルス対策についてお尋ねします。今、ご存じのようにパンデミック世界的な大流行となっており、感染拡大が世界経済に深刻な影響を与え、国政も右

往左往していますが、飛騨市としての対策は前向きに検討され、今後の流れにつながることを信じています。毎日感染者が増え続けているのが現状の中、万が一、飛騨市において感染が発見された場合、プライバシーを守ることと情報公開の間に難しい判断を求められることになります。飛騨地域においても感染が確認された千葉県在住の女性がバスツアー観光に訪れていたことが報道され、この女性が接触した宿泊施設などが特定されて広がっています。

そこで次の点をお尋ねいたします。飛騨市においてこのように感染者が出た場合、マスコミ発表も含め、どのような手順で情報伝達がなされるのでしょうか。その際プライバシーの保護と公衆衛生上の公開の兼ね合いを具体的にどう考えのでしょうか。お聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

新型コロナウイルス感染症に伴う患者発生については、2月27日に厚生労働省が出した「一類感染症が国内で発生した場合における情報公表に係る基本方針」に基づいて公表が行われることになります。

情報の公表は、感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にすることを目的に行われるわけですが、都道府県が実施することが基本であるため、飛騨市の患者発生につきましては、岐阜県が一括して公表を行うことになります。

公表する内容は、公表基準が定められており、それに基づき行われます。例えば、感染者情報として公表されるのは、居住国、年代、性別、居住している都道府県、発症日時となっている一方で、氏名、国籍、基礎疾患、職業、居住している市区町村は公表しない情報と定められています。

また、医療機関への受診や入院情報については、入院した医療機関の都道府県、症状と容態、治療法については公表する情報ですが、医療機関名については公表しない情報と定められています。

ただし、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の方に迅速な注意喚起が必要であったり、感染症に接触した可能性がある者を把握できていない場合などでは、感染症をまん延させないための適切な行動を個人がとれるようにするため、職業や医療機関名など必要な情報を公開することになります。

岐阜県初の感染となった例では、県は、居住地が大垣市であること、勤務先が岐阜市内であること、通勤に利用した駅名や時間帯、隔離入院までの経緯など、感染拡大の防止を重視した公表が行われています。

また、公表の際には、公表内容について、事前に自治体や関係省庁と情報共有が行わ

れることになっております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。今、SNSとかインターネットの普及で、結構その犯人探しとか、お店の特定であったりとか、誰がなったかっていうふうにしてうわさがうわさと呼んでお店が潰れてしまったりとか会社が潰れてしまったりというその事例も実際にあると思うんですよね。例えば飛騨市でそのように濃厚接触者がいたとかといった場合にうわさがうわさと呼んでしまった場合は、どのようなことを市としては対策としていくとか、してくださるのか教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

廃業とかそのような事態に至ったような場合は、何らかの救援策というものは、考えていかなければならないと思いますが、感染された方自体がその被害者でありますので、それらの方に対する接し方なり、理解を正しくしていただくという啓発を私どもとしては一生懸命まずやっていきたいというふうに思っております。見えない感染ですので、どなたが感染していらっしゃるかがわからなくて、接して感染するというような状況なので、病気を正しく理解していただく。そして人と接することを自分で自制していただくとか、そういう正しい知識を持っていただくということをまずやっていきたいというふうに思います。差別的なことがいろんなところで報道されておりますので、そういう行動が起こらないような啓発というのをしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。新型コロナウイルス対策による自粛が経済に大きな影響を与えていることが数字になって表れてきているんですけども、きのうも市長から議員の皆さんに説明がありましたが、あえて、新型コロナウイルスで飛騨市内の経済にどのような影響を与えているのかを再度お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

縷々申し上げてきておるところですけれども、一番はですね、やはり飲食宿泊の影響というのが、まず最初、甚大に出ているというのが今の認識です。とくに飲食関係感染拡大防止という観点から大勢の人の集まる場所での接触、密閉空間での長時間の滞在、そうしたものに当てはまるということで、一斉に当然自粛されておるわけでありまして、その数字がですね、やっぱり例年比の7割減とか8割減とかそういう数字になって表れておりますし、団体旅行等がなくなった。あるいは本日も報道されておりましたけれど

も、諸外国におきまして一斉の封鎖あるいは日本人の受け入れの停止。あるいは、日本に対する感染の要注意国としての喚起。そうしたことがおかれることによってインバウンドの需要がなくなる。それによってですね、大幅に宿泊関係の需要がなくなる。こういうのがまず最初、起こってきたかなと思っております。それが起こると次に何が起こるかという、そこに食材とかいろんなものを納めていらっしゃる方々が非常に大きな打撃を受ける。そういった状況が次々に発生していますし、昨日も少しここで申し上げましたけれども、例えば葬儀場、葬儀をですね、感染防止の観点から家族葬にされることでお花の需要が減るとか、あるいはお医者さんで薬をですね、あまり来ていただかなくてもいいように長期処方されることによって、通院の需要が減ってタクシーに乗る人が減るとか、それによってガソリンの給油回数が減るとかですね。経済というのはこう連鎖しているものですから、それがどんどん広がっているというのが今の状況かと思っております。昨日お認めいただいた対策はトリアージという考え方で、一番重症度の高いところから手を打っていくというふうにしましたけれども、今後、もっと幅の広い経済への影響も考えられますし、それから、ほんと昨日来ですね、ヨーロッパ・アメリカの動きというのが間違いなく、このあと輸出の製造業に打撃を与えてくるということが予想されます。そのときに為替相場が円高に振れていくというのが通常の見方でありますので、円高と輸出の減によって飛騨市の根幹であります輸出系の製造業に影響が出てくるということも懸念されるということでございまして、今朝のコロナ対策の本部員会議でも話をしたんですが、とにかく時々刻々状況が変化しておりますので、状況をとにかくつぶさに見て、打てる対策は即時打っていくとこのようなかたちで取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。よくわかりました。今のサプライチェーンなどにも影響が出ているっていう話だと思うんですけども、その点に関して、その具体的な数字とかっていう把握はもうされているということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

毎週木曜日に定点観測ということで、35事業者にはヒアリングを行っています。これは、要するにその影響があってもなくても聞くということで変化を見ていくというのは、こういうとき非常に重要なので、そういうやり方をやっているんですが、先週木曜日の段階の調査、先週木曜日のですね、段階の調査で3月後半から4月の見通し、飲食が7割の減。それから観光向け飲食8割の減。それから宿泊が7割減。宴会・仕出しはほぼ予約なし。そして観光バスは、100パーセント予約なしというような状況を把握していますし、先ほども申し上げましたさまざまな会社の状況についても、その時点で把握しているものです。まだ輸出系の製造業は直接的な影響はまだ軽微であるといえますか、

あまり出ていないというふうに認識していますけれども、恐らく週単位で見えていきますと変化が出てくるのが予想されますので、つぶさに引き続き状況を見ていきたいと思っております。

○1 番（小笠原美保子）

県庁に置いてもコロナウイルスの対策会議が市町村長を集めて開催されたというのはお聞きしているんですけども、その結果を受けて飛騨市としてどのような対策をそこからしていくのかというのを市の考えをご説明していただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先週会議があったんですが、正直言いますとですね、飛騨市としてあまり参考になる情報がなかったというのが率直なところでございまして、市としてはとにかくまず自分の考えで独自にやることを考えて、それが国なり県の対策とシンクロするところ、あるいは国や県の対策でカバーするところは任せていくという考え方で、国・県の対策を待っていてから市がやるのではなくて、市がまずやることを考えて、国・県でカバーされることはそれを差し引いていくといいますかですね、調整をしていくと、そういう考え方でおりますので、県・国でも対策が逐次行われてきています。県の2回目の対策、今出まして、昨日連絡があり、今日もですね、担当者が会議にテレビ会議に出席をいたしますけれども、その中で把握しながら使えるものを使ってきますし、国も恐らくこの次の対策をこのあと出しますので、そうしたものを見ながら飛騨市のニーズと調整を図っていききたいとそれが基本的な考え方でおります。

○1 番（小笠原美保子）

よくわかりました。飛騨市としてやっぱりいざというときにパニックにならないような対策をとっていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に移らせていただきます。高齢化に伴い飛騨市内に空き家が増えています。施設に入居されたり県外のお子さんと同居されたりと事情は各家庭でさまざまです。空き家の再利用や不動産会社に任せることができるならさほど心配はいらないのですが、放置されたままで危険な状態の空き家があり、近隣の住民の悩みの種になっている場所もあります。その中の1軒についてお尋ねいたします。

河合町の方から心配だとお声をいただいた空き家があり、総務課にお問い合わせをしたところ、何年も前から把握をされ、県外にお住みの持ち主とコンタクトも取られているとのことですが、高齢であり施設に入居されていてなかなか見通しが立たないとお聞きしました。地元の方からは市長はじめ担当の職員の方々にも解決に向けて足を運んでいただいていることもよく伺っています。簡単に解決できないでしょうが、せめて近隣の方々の不安を取りのぞくことは必要ではないでしょうか。道路沿いでもあり、危険なまま放置されているので、近隣の方々も見ると、通ると不安になられるのだと思

いますが、今後どのような計画で対処されるのでしょうか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、空き家対策についてお答えします。

まずはじめに空き家問題がむずかしいところは、市民から不安の声をいただいて行政が何かをしようと思っても、空き家はあくまで所有者の財産であることから、大前提として、所有者自らが処分しなければ、行政が勝手に処分することができないという点にあります。

他方で、議員ご指摘のとおり、倒壊しそうな危険な空き家になるものも全国的に増加してきており、このような危険な空き家に対処するため、所有者に対して行政が関与していく手続きを定めた空家対策特別措置法が平成２７年度に施行され、市においても、この法律に基づいて対策を行っているところでございます。

まず、平成２８年１１月に、空家法に規定された空家等対策協議会を設置し、計画策定に向けた協議を重ね、平成２９年６月に空家等対策計画を策定いたしました。

同年７月には平成２７年度に行政区長会等に依頼し実施した調査空き家につきまして、職員による簡易調査を実施するとともに、平成３０年３月に、調査空き家を空家法に基づく特定空家に認定するための判断基準を作成したところでございます。

この判断基準をもとに、平成３０年１１月から専門家に委託する形で立入調査を実施し、令和元年６月に空家等対策協議会に諮り、飛騨市として初めて特定空家として２棟認定いたしました。

この段に至って、ようやく空き家の所有者に対してアプローチができることになりましたが、だからといってすぐ特定空家の解消ができるかと言えばそうではありません。そこからさらに段階を踏んだ手続きが必要になってきます。

まず、所有者がいる場合は、助言・指導を行い、それでも改善されない場合は相当の猶予期限を設けて勧告を行うこととなります。それでもなお改善されない場合に命令を行い、それも受け入れられない場合に、ようやく行政で空き家を処分するという代執行という手続きになります。

現在、飛騨市の中には先ほど申し上げたとおり、特定空家が２棟あり、内１棟が議員からお尋ねのありました空き家でございます。

こちらにつきましては所有者と連絡が取れており、法に基づく助言・指導を行ったところです。所有者からは取り壊しの意思がある旨の連絡がありましたが、高齢で県外の施設入所者のため、なかなかその後の進展がない状況にあります。現時点では、所有者の意思を尊重することが必要ですので、定期的に連絡を行いながら、状況が改善されることを待っている状態でございます。

もう1棟につきましては、所有者が休眠会社であるため所有者不明であり、法律の規定によって会社として継続することができない状況にあります。この空き家を処分するためには、行政による略式代執行しかありませんので、その準備、検討を始めているところです。

なお、空き家対策につきましては、「予防」「利活用」「解消」という3つの基本方針を柱として、空き家対策を推進しているところでありますが、今までご説明したところは「解消」の部分になります。

「予防」・「利活用」という観点も重要で、「予防」については転出や施設入所等で空き家となる場合について、空き家の総合窓口である総務課へ連絡先等を報告していただき、又相談内容に応じて各関係部署への橋渡しを行っております。

「利活用」の点では、空き家を売りたい、貸したいという希望がある場合には、飛騨市の「住むとこネット」に登録をさせていただいており、これによって実際に空き家が流通しておりますし、また、その際に家財道具の処分費用や登記費用の一部を補助するという事業も行っております。

このように空き家問題に対しては、さまざまな観点から対策を講じることで空き家の流動化、処分に結びつけていけるのではないかと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○1番（小笠原美保子）

そういったことホームページでもちょっと見させていただいたので、ありがとうございます。資料にお付けしたお写真を見ていただきたいんですけども、とってもわかりにくくて申し訳ないんですが、私が撮ってきたんですけども、この空き家のすぐ、もうひつつくぐらいのすぐ裏に山がありまして、かなり急な勾配で大きな杉の木が生えています。もうお家にくっつきそうなところなんですけれども。例えば台風とか地震とかいった自然災害があったりとか土砂災害が起きたときに住宅に影響を及ぼすことは、すぐ想定されます。お家がお家なので多分すぐ崩れてしまったり壊れてしまったりすると思うんですけど、その道路沿いであるために二次災害ということも起こりかねないと思います。道路にはみ出したりとか例えばそのときに人が通っていたりとか、危ない状況はもう想像できると思うんですけども、もしそういったことが起きた場合はどう対処されますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今の空き家等が道路通りへはみ出したり壊れてきたりというようなこともあり得ると思いますけれども、そういう場合には道路法のほうで除去とか撤去とかをするような方法もございますので、相対的に考えていきたいというふうに思っております。

○1 番（小笠原美保子）

処分することありきという話になっているんですけども、あそこは結構主要道路なので、1日にその河合の方は移動されるときは必ず通る道です。その場所があのままになっているっていうのがやはり不安の種になっているとは思いますので、できれば処分することありきで話をするのではなくて、じゃあその範囲で何ができるのかなとか危険及ばさないようにとか見て見苦しくないようにとかという対策をとっていただきたいと思ってお話をさせてもらっているんですけども、どう思われますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

答弁でも申し上げたとおり、財産は所有者のものということでございまして、今、入院等されてみえますけれども、お話ができる状態ですのでその対策、撤去するというところでなくて対策についても相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

○1 番（小笠原美保子）

よろしくお願いします。今後このような空き家が増えると思われまして、何よりも近隣にお住まいの方々が不安になられないように、また危険が及ばないようにいろんな対策をお考えしていただきたいと思います。お願いします。

それでは3つ目の質問に移らせていただきます。毎日を安心して暮らしていただくためには、近年増えている異常気象や天変地異に対して万全な防災対策が必要です。飛騨市のまわりには活断層も多く、市内断層調査もされていることから地震のときへの取り組みや災害時の対処マニュアルや土砂災害ハザードマップ、防災対策は力を入れているようですが、市民への浸透がまだまだ薄く、インターネットから情報を得なくてはならないものも多くて、インターネットの環境にない高齢者への対応などが気になります。市民の皆様お一人お一人の尊い大切な命をお守りするため、そして日々を安心して暮らしていただくためにも、まずは防災への意識を高めていただくことが必要です。飛騨市の防災への取り組みについて伺います。

1つ目は、飛騨市の防災無線の普及設置場所についてです。飛騨市の防災無線は市民にもなじみが深く、高齢者であるほど身近でいざというときにはまず無線を頼りにする方も多いののが現状です。飛騨市での無線の普及は9,000台弱なのでほぼ全世帯に行き渡っているようですが、それぞれの設置場所や電源がいつも入っているかというのと、各家庭での現場までは把握されていません。パブリックコメントにも山間部では電波が届きにくく聞きにくい場所が発生することや大雨のときにはスピーカーの音声が届きにくいといった問題があることからスマホへの防災無線重要内容の送信を追加してくださいというものもありました。スマホもちろんのことですが、災害時に絶対に使用ができるとも限らず、やはり情報はいろいろな手段の活用が必要となります。危機管理課に伺った説明では、設置場所や各家庭の環境で電波状況が悪くなることもあり、例えば

電化製品の近くや蛍光灯の近くでも影響を受けるとのことです。防災無線機の取扱説明書には使い方は説明されていますが、そのような設置条件までは書かれてありません。ただ電波が悪くて聞こえないと思われ、電源を切ってしまう方もみえますが、せっかくお手元にあるものなので正しい無線機の設置・使い方の告知をして、やはり非常時への備えが必要なのだといった防災の意識を高めていただくような啓蒙活動が大切だと思いますがいかがでしょうか。

2つ目は避難者カードについてです。避難者カードの記入や避難時に持参することは市民に行き渡っていますか。避難者カードを避難所に提出することで、「被災状況・必要な支援等の早期状況把握や円滑な避難所運営に活用します」とあります。飛騨市のホームページを確認しましたら、2020年3月11日に更新され、わかりやすい説明になっておりました。市では避難者カードを作成し、年1回、各ご家庭に配布をしています。避難者カードとは、「災害が発生し避難所に避難する必要がある場合、避難所での受付を迅速に行うとともに避難生活に必要な対応を迅速に実施するためのものです」とあります。今、まさに避難するという場面で避難者カードを確認する余裕はないと思われませんが、やはり各家庭の情報は欠かせないものとなります。それぞれ体の状態やアレルギー有無・服薬などの命に関わるような配慮が必要な情報なので必須です。毎年行われる避難訓練で記入したものを持参し、内容の更新もその場でできるようにし、行政で保管や管理ができませんか。

3つ目は、高齢者の非常時の対応です。例えば、介護認定されたりしている方は、市でも把握されていると思いますが、足が弱い方・耳が遠い方・車の運転ができない方・携帯電話を持たない方など、昼間を一人で在宅の高齢者で両方が届きにくいとかご自分で避難することが困難な方が大勢いらっしゃると思います。市街地以外の孤立してしまうような家庭もたくさんあります。そのような方々が安心できる対策が必要で、家庭や地域の皆様にも確認していただくことが必要です。地域でのつながりや助け合いがとても大切になると思いますが、やはり行政での対策があつてのものです。家族が仕事でいないなど高齢者だけでの在宅時の非常時の対応はどのようになっていますか。

4つ目は災害時のドローンの活用についてです。新年度予算概要に災害に強いまちづくりに関する事業の内容に災害時ドローン活用事業とあります。全国的にも発災直後の被災状況の把握にドローンが活躍しておりますし、飛騨市としても被災状況調査などにおいてドローン事業に力を入れるのは必要だと思います。観光としてだけでなく、やはり市民の安全のためにも欠かせないことですが、この先どのように活用されていくのか、計画をお尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは、１点目と２点目についてお答えいたします。まず、防災無線の普及・設置場所について。現在市で使用している防災行政無線は、古川町においては、合併前の平成１２年度から、他の３町については、平成１９年度から使用を開始しております。議員ご指摘の通り、場所や気象条件によって聞きづらい地区があることは承知しております。現在、各家庭に配布している戸別受信機は、地デジ放送、Wi-Fi、LEDを使用した蛍光灯等の家電製品の影響を受けやすいことがわかってきました。取扱説明書にそのことが書かれていないのは、戸別受信機の製造時には、現在のような電波を発するような家電の普及については、想定されていなかったためです。

現在、窓口に聞こえないといって来庁される原因を分析しますと、その多くは、機器本体の故障によるもの、家電製品から発する電波によるものとなっています。このため、市では、戸別受信機を点検し、機器が故障している場合は、機器の交換を実施し、それ以外については、家電製品からできるだけ離れた窓際で、アンテナを伸ばして設置するようにお願いをしています。この件については、今後も、広報ひだ、ケーブルテレビ等を通じて広報していきたいと思います。

また、スマホ等への送信については、平時においては、「飛騨市公式ホームページ」、「ほっと知るメールひだ」を中心としてお知らせし、災害時等においては、これに加え、Facebook、ツイッター、ケーブルテレビ、さるぼぼコインアプリによるプッシュ通知、エリアメール等を通じて発信をしています。

２つ目の避難者カードについて。避難者カードは、平成３０年度から配布をはじめ、市民に全戸配布する方法をとっており、毎年、４月に新しい年度のカードを配布し更新を図っています。

避難者カードは、平時と被災時の表裏刷りとなっており、平時の面には事前に家族の氏名、年齢、体調等について記入していただき、被災時の面には災害時に避難状況をチェックして、受付に渡してもらい、受付業務を簡素化するとともに、避難者に必要なケアを行うことを目的に使用するものです。

避難者カードの普及にあたっては、カードを全戸配布する際、記入例について回覧するとともに、広報ひだにも掲載しました。また、各町で開かれる区長会、飛騨市社会福祉協議会が主催する見守りネットワーク講習会では、区の役員、民生委員等にもお願いし、とりわけ、要配慮者の方々に事前の記入や持ち出しの準備をお願いしております。また、平成３０年度から実施している飛騨市防災リーダー養成講座でも紹介しております。

また、毎年実施している防災訓練でも、各区長等から非常持ち出し品と合わせ、携行するよう呼びかけを行っていただいております。なお、身体的障害の状況、既往症等については、個人情報保護という観点で、とくに慎重に取り扱うべき個人情報となっている状況を踏まえ、行政での保管や管理は実施しておりません。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続けて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、3点目の高齢者への非常時の対応についてお答えします。高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児のような災害時要配慮者の避難は、大きな課題であると認識しており、円滑に避難を行うためには、地域の方々の支援がとても重要であると考えております。

このため、市では、社会福祉協議会と協力して、毎年各地区で見守りネットワーク会議を開催し、避難のときに支援が必要な方がどこに住んでいらっしゃるのか確認をしています。取り組みの進んだ区では、災害時要配慮者を自ら把握され、要配慮者を誰が避難誘導するのかを決めているところもあります。

市では、飛騨市避難行動要支援者支援計画により、民生委員児童委員や区の役員の方の協力をいただき、ご本人やご家族の同意を得て、避難行動要支援者名簿と個別支援プランを作成しています。

避難行動要支援者名簿の対象者は、要介護3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級で単身世帯の方、区や自治会、民生委員児童委員等が、支援が必要と認めた方となっています。

個別支援プランは、避難行動要支援者名簿登載者で、プランの作成に同意された方について作成しています。緊急連絡先、その方の心身の状況、避難する時の留意事項、避難場所、避難支援者等が記載されています。全ての地域で作成が完了しているわけではありませんが、避難行動要支援者名簿登載者は現在1,059名、支援プランの作成件数は909件で、区長さんや民生委員児童委員さんも個別支援プランを共有しています。

防災の日に行われる地区の防災訓練等のときに、個別支援プランに基づく避難訓練を行うことも、これからの大切な取り組みだと思っています。昼の避難の仕方、夜の避難の仕方、大雨での避難の仕方や地震での避難の仕方は、それぞれの場合で異なりますので、自らの命は自らで守るという考えのもと、各家庭、各地域で防災について考えていただくよう啓発してまいります。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□総務部長（中畑和也）

④の「災害時のドローンの活用について」お答えいたします。各種災害に対してドローンを活用していく事は大変有意義で重要なことであると認識しております。例えば、大災害時の状況把握や、火災、救助、捜索活動において、上空からの情報を素早く活動

隊員に周知させることができるほか、指揮隊が迅速に活動方針を決定することで、災害を安全に、また、早期に終結させることができると考えております。

このため、市では、平成30年4月1日から、「飛騨市小型無人航空機運用要綱」を制定し、ファントム4 Pro、3機を各署に配備しました。

また、消防本部では、ドローン隊を発足させ隊長1名・隊員（操縦者）9名を任命し運用を行っています。現在認定講習修了者は6名で、さらに来年度3名の講習を予定しておりますので、来年度末には操縦者9名が講習修了者となる見込みです。あわせて平成30年度修了者3名に追加講習、夜間、目視外、安全管理者を予定しております。

なお、運用にあたっては、保険の加入、毎年度大阪航空局長の許可・承認を受けております。運用開始から令和2年3月10日までの運航実績は、調査17件（内訳、災害状況6件、火災原調5件、その他6件）、捜索6件、訓練7件、その他3件で、他に技術維持のための訓練を随時行っています。

今後の運用につきましても、現在実施していることを継続していきたいと考えています。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○1番（小笠原美保子）

飛騨市のホームページに平成30年7月豪雨の振り返りというのがあって、その総括に早急に対処すべき事項というのがあります。災害対策本部関連・避難所関連・その他と3つに分けて書かれてありますけども、その中で避難者カードが普及していないとか早急に普及させるっていうのは書いてあります。配っていただいているの、私ももらっているのによくわかって、毎年配っていただいているのですけれども、結構各家庭で浸透はしてなくて、私がお聞きした中では10人中10人って言うてもいいぐらい、書いていないとか手元にもう持っていないとかというお話を伺っています。ほかのところで申し訳ないのですけれど、旧高山市では区の班長さんが管理をしているという地域も多いようです。個人情報とか難しいと思うのですけれども、例えば古川で組長とかだったら、やっぱりどこの誰がどうっていうのは細かくは知っていらっしゃると思いますし、管理もしやすいのかなっていうのは思うのですけれども、そこらへんも考えていただけるとありがたいかなと思います。

あとはですね、それができすることで、3番目にお尋ねしたその高齢者だけの避難時の対応とか一人で困難な方とかというところへつながりやすいんじゃないかなっていうのも思います。

あとドローンなんですけども、今、答弁で調査したりとかに使ったりというのは伺ったんですけれども、そういうときにどういうふうに使っているのかというのをやっぱ知りたい方も大勢いらっしゃると思いますので、教えてくださいとありがたいと思いますけども、ちょっと今とりとめなく全部言っちゃったんですけれども、それについて考えを教えてくださいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。最初に坂田危機管理監。

□危機管理監（坂田治民）

議員ご指摘のとおり、避難者カードが今完全に普及しているかと言うと極めて低調な状態であります。実際平成30年7月豪雨で使用された実績を確認しますと、1枚というのが実際のところですよ。これはたしかに我々の普及不足というのはありますけれども、基本的に飛騨市は災害が少ないところということで、平成16年の台風23号の水害以来ほとんど水害については避難勧告と避難所を出していないという状況の中で平成30年にいきなり避難指示まで出したという状況です。したがって、そのとき使われたのは、1枚。これは仕方ないと思います。ただ実際その後これが一つの大きな防災訓練ではないですけど、教訓事項となりまして、「やっぱりこれっているよね」というような状況に変わってきました。これは、当然ながら市民の皆さんもそうですし、毎年変わっている区長さん、どんどんどん毎年変わってきますけど、そのたびに、「やっぱりちょっとうちの防災、不安なんだけど」とかそういうふうに気持ちを持たれるようになります。したがってこれについてはとくに市民の意識に関するものについては、しばらくちょっとかかろうかと思えます。実際防災意識を高めるためにどのくらいかかりかますというと約20年かかると言われています。今の子どもたちが教育をする、その子たちが大人になる、これで10年。その大人たちが今度はお父さんお母さんになる、10年。ということで、そういうのをどんどん繰り返してことによって地域の防災意識は高まっていくというふうに考えております。また平成30年から今度防災士の市の養成というのもし始めました。その人たちが今後各地域のそれぞれの防災の担い手ということで活動していただくということで、このカードについても今後普及していただくようにと考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

避難支援プランの件で、先ほど説明をさせていただきましたが、実際平成30年の災害のときとかで、避難所を開設したときに、やはり受付でかなり手間取るということがありました。それで私ども側としても、避難者カードを活用した受付の仕方とか避難プランを活用した受付の仕方、あるいは場所の確保とかそういうものをどのようにしていくかという部分で、私どもも訓練をしていかなければならないということを感じておりますので、カードの普及とプランの普及というのを大切なものとして取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

□総務部長（中畑和也）

ドローンをどのように使っているかという質問でございますが、先ほど答弁の中でもありましたように災害の状況把握や火災原調と言いましたが、原因調査とかいろいろな場面で使用をしております。また災害状況の把握につきましては、地元区長さんから土砂を崩れているところが見たいのということで要望を受けたりしてそのところも飛ばしたりしております。以上です。

○1 番（小笠原美保子）

やっぱり皆さんお一人お一人の大事な命なので大切にさせていただいて、危険なこととか大きな災害のときには守っていただけるようにがんばっていただきたいと思います。私の質問は以上で終わらせていただきます。

〔1 番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、1 番、小笠原議員の一般質問を終わります。

次に、7 番、住田議員。

〔7 番 住田清美 登壇〕

○7 番（住田清美）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思えます。まずはじめに健康づくりの推進についてお尋ねいたします。令和2年度予算編成に当たり、重点政策として健康寿命100年時代を実現する全世代の健康づくりが掲げられています。日本は今や世界にも誇る長寿国となりました。しかし、平均寿命と健康寿命とは10年ほどの開きがあり、いつまでも健康でいられることは誰しも願うことです。市民の健康予防策として検診事業がありますが、基本的には加入されている保険によってさまざまな取り組みがなされています。飛騨市では、国民健康保険対象者の内、40歳から74歳の方を特定検診にて健康を把握しています。検診率は全国的にもトップクラスで、健康意識の高さが知られるところですが、医療費は県内4番目に高く、とくに高血圧の状況は2度以上、これは収縮期160以上または拡張期100以上の場合をいいますが、この割合が県内1位という不名誉な結果となっています。そこで平成30年度に行った尿中塩分測定では、特定検診対象者のほか16歳以上の若者・中学3年生・保育園児・3歳児にて行いましたが、どの世代においても6割以上の方が目標値以上の塩分をとっているという結果でした。ちなみに塩分摂取目標値は、3歳児の男児で4グラム未満、女児で4.5グラム未満、15歳以上は、男性が8グラム未満、女性が7グラム未満です。去る1月11日には減塩フォーラムが開かれ、講演や健康食品の試食を行い、単に塩分を減らすだけでなく、減塩食品を上手に活用するのも一つの手だと目からうろこの状態でした。市では新年度まめとく減塩キャンペーンをはじめ、さまざまな健康づくりを推進されますがその事業内容について次の点をお尋ねします。

はじめに尿中塩分測定の結果についてです。昔から濃い味付けを好む飛騨人にとって

成人の塩分量は多めかなと思いましたが、検査をした20歳以下の若者、とくに3歳児や保育園児も目標値より高い数値に驚きました。この要因は何が考えられるのでしょうか。またとくに若者の改善に向けて考えられていることは何でしょうか。

2つ目、減塩の伝道師育成についてです。食生活における減塩対策については、現在も栄養士会やひまわり会の皆さんの普及活動が行われています。尿中塩分測定結果からも全世代に減塩意識を深める必要があると思います。市の栄養士だけでは限りがありますので、減塩の伝道師を育成し、乳幼児学級や家庭教育学級・シルバー学級などの機会を利用したり、とくに食卓を預かる女性の勤務の多い企業に出向いて減塩のPRを行うなど必要性を感じます。令和2年度に行います「まめとく減塩キャンペーン」では、どのような普及活動を計画されているのでしょうか。

3つ目にまめとく減塩協力店の助成についてです。1月に開催された減塩フォーラムでは、講師の先生が飛騨市は減塩食品を置いてある商店が少ないと語られました。事実当日提供された減塩食品で初めて見るものが多く、手に取る機会が少ないことを実感いたしました。

そこで減塩食品や減塩調味料などの減塩コーナーを設置するまめとく減塩協力店に助成金が交付されます。交付の基準と期待する成果をお示してください。また、この対象の中のお店には飲食店は含まれているのでしょうか。この点もお尋ねします。

4点目に高齢者への個別保健指導についてです。全世代の健康づくりを掲げている中で後期高齢者医療加入者にも検診の事後指導を中心とした個別指導を行われるとのことですが、これは何例くらい想定されているのでしょうか。また現在の栄養士や保健師のマンパワーでカバーできるのでしょうか。またそもそも低い後期高齢者の検診率を今後どうやって引き上げていくのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

最初に尿中塩分測定の結果についてお答えします。飛騨地方では、昔から塩を摂る食文化が根付いており、三世代同居率も高いため、祖父母の食文化が孫の世代に影響を与えやすい環境にあるといえます。

子どもが小さいころは、大人とは別に味付けをして薄味の食事を用意していた家庭も、3歳を過ぎるころから大人と同じ食事を食べさせることが増えてくるため、家庭の塩分の摂りすぎが若者の塩分の摂りすぎの大きな要因の一つになっていると考えています。

昨年度から、3歳児健診、保育園年長児、中学3年生健診、高校生のフレッシュ健診で尿中塩分濃度の測定を実施しましたが、その年齢での目標値を超えた割合は、3歳で69パーセント、保育園年長児で72パーセント、中学3年生男子で45パーセント、女子68パーセント、高校生で男子69パーセント、女子78パーセントとなっています。

した。

3歳児健診での聞き取りにおいて、塩分の多いふりかけやウインナーなどの練り製品、めん類などもよく子どもに食べさせているといった、若者世代の食生活の実態も明らかになっています。

いったん濃い味つけに慣れてしまうと薄味に戻すことが難しくなるため、乳幼児健診等における指導により、味覚が完成する幼児期から減塩への取り組みを引き続き行いたいと考えております。

また、青年期においては、保健師による結果説明会の実施や訪問などによる生活指導を実施するとともに、学校との連携による健診への参加や毎日の生活習慣の改善を促していきます。

あわせて、まめとく健康ポイント事業の対象者の中学生までへの拡充や、減塩への取り組みを必須項目にするなど、家庭ぐるみでの健康づくりの推進にも取り組んでまいります。

続いて2点目の減塩の伝道師育成についてお答えします。減塩への取り組みについては、これまでも健診結果説明会や乳幼児学級、市政見える化講座などで管理栄養士による講座の開催などを行ってまいりましたが、令和2年度からは「まめとく減塩キャンペーン」としてさらなるPR活動を展開していきます。

そのキックオフイベントとして1月11日に古川町で開催した「減塩フォーラム」には、小売店の方などの関係者や市民の方約100名に参加していただき、減塩調味料を使った煮物などの試食会も大変好評で、令和2年度においても河合町などにおいて減塩フォーラムを開催し、市民に減塩の大切さをPRしていく予定です。

減塩フォーラムには、食生活改善連絡協議会・飛まわり会からも多くの方に参加していただきましたが、減塩の必要性を改めて強く感じたと意見などもあり、今後、飛まわり会の皆さんが減塩の伝道師として活躍していただけるものと大いに期待しているところです。

今後も、飛まわり会などとの関係団体との連携を深め、各地域での伝達活動や、イベントでの試食会の開催など市内全域においてPR活動に取り組んでまいります。

また、平成29年度から実施している「まめとく健康ポイント」の必須項目として、新たに減塩への取り組みを追加して、市民自らが主体的に減塩に取り組んでいただく仕組みを提案するとともに、令和を書かれた茂住菁邨氏による「減塩」の書を用いたグッズの配布や、家族ぐるみで減塩を実施してもらう「まめとく減塩ファミリーモニター」の実施など、市民が身近に減塩に取り組んでもらえるような事業を進めてまいります。

3点目のまめとく減塩協力店の助成についてお答えします。議員ご指摘のとおり、市内では減塩食品を手に入る機会が少ないことを実感しており、市民がおいしい減塩の取り組みを実践することは、市内の多くの商店で減塩食品が継続的に購入できる環境が必要と考えています。

しかしながら、減塩食品や減塩調味料は、通常の商品ほど売り上げが見込めない、仕入先が限定されるなど継続的な販売にはさまざまな課題があります。減塩食品を取り扱う店舗が少ない現状から、店舗に仕入れをしていただくための支援策として助成金制度を新たに設けることとしました。

助成金の交付基準は、減塩食品を継続的に扱い、市民が減塩食品を手に取りやすいよう減塩コーナーを設置をしたり、ポップの表示を行っていただき、市で提供する減塩推進ののぼり旗の掲揚や減塩協力店マップへの掲載を要件とし、市民へまめとく減塩キャンペーンの周知を図ります。飲食店については、味の変更やメニュー追加などが考えられますが、小売店と同様の助成金制度では対応が難しいとの判断から、飲食店は対象としておりません。バランスの良いメニューを考案して「健康な食事・食環境」コンソーシアムが認証する「スマートミール」という制度があり、飲食店に対しては、この認証を推奨していきたいと考えています。「スマートミール」の基準は、厚生労働省の「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」や「食事摂取基準」を基本として決められます。性別や年齢、身体活動量により1食当たりのエネルギー量を設定し、その食事の塩分量や野菜の重量にも基準を設けるというものです。

現在、河合のゆうわ〜くはうすにおいて、市の管理栄養士が監修し、共同開発した「スマートミールまぐろ朴葉焼き」の認証を申請しています。まだ、認証は下りていませんが、メニューとして提供していただいております。

今後、他の飲食店においても「スマートミール」認証の相談支援を行っていききたいと考えています。

最後に高齢者への個別保健指導についてお答えします。令和2年度から、全国で高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施が始まります。この事業は、地域の健康問題を特定健診やすこやか健診、要介護認定などの結果をデータベース化し、生活習慣病の重症化予防や介護予防について後期高齢者医療保険広域連合の保健事業と市町村国保の高齢者に対しての保健事業、介護保険の介護予防事業の3つを合わせて実施するもので、飛騨市では、令和2年度から、後期高齢者への個別保健指導と高齢者の口腔ケアについて新たに取り組むこととしました。

保健師による個別指導の対象は、糖尿病の重症化を予防するため、これまでのデータを分析し、血糖が著しく高い方や、過去に治療歴があっても治療を中断している方などハイリスクの方を中心に抽出していく予定です。4月以降でないと詳細なデータを確認することができないため、具体的な人数は把握できておりませんが、75歳以上で、過去に血糖値で重症化予防の対象となった方は138名いらっしゃいます。その中で治療が中断している方が個別指導の対象となると考えており、15名程度と想定しています。当面は、現状のマンパワーの中で、とくに数値の高い未受診者を優先して実施していく予定です。

また、今までは75歳になられた方は、すこやか健診を受診していただくこととなっ

ていましたが、令和２年度からは７５歳の方については、全ての方に特定健診と同様の内容の「７５歳健診」を実施することとしました。

今後は、７５歳以降も保健師の個別指導の対象にするかどうかは、この「７５歳健診」の結果をもとに決定していく予定です。

集団健診で行う特定健診と違い、すこやか健診は医療機関で受診する個別健診となりますので、すでにかかりつけ医のある方は、あえてすこやか健診を受診されないことが受診率の低さの要因となっています。

データを活用とした健康課題対策を実施するためには、かかりつけ医と連携し、すこやか健診の受診を促していくとともに、「７５歳健診」において、引き続きすこやか健診での継続的な受診を勧奨していきます。

また、令和２年度からは、高山市の医療機関との相互受診を開始し、すこやか健診が受診しやすい環境づくりにも努めてまいります。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○７番（住田清美）

とくにあの尿中塩分測定の結果で、子どもたち・若者のその数値が６割以上が摂り過ぎだということは大変ショックなことでした。ただいま、答弁の中にありましたけれど、その中の１つにやっぱり３世代同居が多いということでおばあちゃんの味がお嫁さんに、お嫁さんの味が子どもにというようなこういう連鎖的なことになっているのだというのも１つの要因だということがわかりました。

そこで、そのやっぱり３歳までは離乳食講習とかがありまして薄味に薄味にというような指導がなされておりますが、３歳児検診以降ではとくにそういった塩の摂り過ぎ、薄味にしましょうというようなその指導がなかなか途切れてしまうような気がいたしますので、３歳児検診あるいはいろんな検診・学級のときに積極的に「塩分を摂っちゃいけないよ」、「こういうものはたくさん塩分入っていますよ」、そしてまた今、プラス「減塩食品、こんなものがありますよ」、「おやつに同じせんべいを使うならこの減塩食品のおやつを使ったりしたらどうですか」というようなＰＲについて、その子どもたちを対象としたそのＰＲ方法については、とくに何か特別に考えられていらっしゃるでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

保育園・小学校・中学校という時期につきましては、なかなか保健師が介入する機会がないのが現状です。今議員さんがおっしゃられたようにお菓子というのは、子どもが一番興味もあるものになりますので、減塩のお菓子もこの間のフォーラムの中ではかなり種類がありました。そういうものを何らかの機会に紹介するというようなことも、子どもに対して行なっていったりすることを進めていきたいなというふうに思っております。

す。また減塩というものがまちなかでよく見られるようになってくることによって、若いお母さん方も関心を持っていただくというようなことも含め、何かしら全世代的に減塩というものを意識づけるような取り組みというものを考えていきたいというふうに思っております。

○7番（住田清美）

ぜひ減塩食品のPRも含めてお願いしたんですが、今保育園から中学校までの子どもたちはお昼は給食対応ですので、給食についてはそれぞれ各園、それから給食センターなりに栄養士さんがいらっしゃいますので、しっかりその塩分の測定とかはしっかりされていると思いますが、さらなる連携を深めるために市の栄養士さんとかいう給食を担当されている栄養士さんとの連携の会議のようなものは今までもたれているのでしょうか。その点はいかがでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

養護教諭たちとの連携会議っていうのは、もったりはしておりますが、全ての栄養士が集まる機会、減塩について話をしているかという部分はちょっと確認はしております。給食についても塩分の基準とかはあるというふうに伺っておりますので、そのへん栄養士が集まる機会とかがありましたらしっかりと同じ方向を向いて進んでいけるように話をさせていただくようにしていきたいと思います。

○7番（住田清美）

ぜひその今の飛騨市の子どもたちの塩分の摂取量の危機感の情報の共有、それからまた保育園で言いましたら、先ほどのおやつに減塩食品を取り入れていくとか給食の中でもさまざまな減塩食品を取り入れていくような取り組みをまたぜひお願いしたいと思います。それから減塩とか塩分の摂り過ぎが高血圧の患者数の多さにつながるということで、県下でも一番高血圧2度のところが一番高いという結果になっております。それで飛騨地方は昔から塩の多い漬物とか味噌とかいろんなものをはじめ、そういうものを摂ることが多い、塩辛いそれから甘辛い食品を好むところが多いという飛騨地方はそういう認識なんです、その高血圧の状況、県内で見ますと飛騨市は本当にワースト1なんですけど、同じ飛騨地域でも高山市は33位、下呂市は35位と同じ飛騨の中でも順位のいい自治体もあるんです。そのこういった結果が、この差って同じ飛騨地域の中なんです、飛騨市だけに特化する何か特殊事情がもしあるのであればお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

飛騨市がとくに悪い原因というのが十分把握できているわけではありません。ただ、今、下呂市さんがまちをあげて減塩に取り組んでいらっしゃる、かなり効果を上げて

いらっしゃるというふうにお聞きしていますので、下呂市さんのその取り組みで何が良かったかという部分を参考にしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○7番（住田清美）

ぜひまた参考になる自治体がありましたら勉強していただきたいと思います。それからまた高血圧っていうのは、たぶん塩分の摂り過ぎもそうなんでしょうけれど、他にも複数要因があると思います。例えば嗜好品の摂り過ぎですとか運動不足もあるかもしれません。いろんなことをまた含めてその健康対策をしていただければと思っています。最後に高齢者の個別保健指導の関係で、今75歳以上はすこやか健診と言いまして、特定検診とちがって、集団検診ではなくてそれぞれがお医者さんに行って検診を受けてもらうというような制度になっておりますが、今度75歳検診をされるということなんですが、これって75歳だけに特定された検診になるんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

75歳だけに特定した検診で、それ以上の方はすこやか健診という中で受けていただくということになります。

○7番（住田清美）

75歳以上の方は、集団検診というか特定検診的なことで行われるということで理解をさせていただきますが、その特定検診は受診率が良いので、いきなりその75歳になると集団検診終わって個別検診になりますので、なかなか行きづらいところもあるんですが、さっきおっしゃったようにかかりつけ医さんとの連携、それから今度高山市とも検診の総合伝達ができるようですので、しっかりとそのへんをPRしていただきまして、どれだけでも検診されることが自分の命の延伸につながる、健康寿命の延伸につながるということをPRしていただきまして、今やっと始まりましたまめとく減塩キャンペーンが今後しっかり市民に浸透して、結果が出るように期待をいたしておるところでございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。新型コロナウイルスに対する教育対応についてお尋ねしたいと思います。新型コロナウイルスについては、連日報道されておりますが、これなかなか出口の見えない状況であります。当市でも昨日、経済対策の補正予算が提出可決されました。また市長は今昨夜ビデオメッセージを發表され、SNSをはじめ、ケーブルテレビや無線で呼びかけておられました。夕方の無線聞きましたら、急に市長のお話が出ましたもので、何の緊急があったのかと思ったら、今のこの新型コロナウイルス関係で、市長の口から大変わかりやすく市民に向けてのメッセージが出されたと思っています。ただ、これ日々いろんな国もそうですけれど、日々それぞれ取り組みが変わっていく対応ではございます。経済対策はあとの方の質問に託しますが、私は子どもを取り巻く環境についてお尋ねしたいと思います。新型コロナウイルスの感染

拡大を防ぐために国では3月2日から春休みまで小中高校及び特別支援学校の休校を要請しました。これを受け飛騨市では、3月3日から25日まで休校することとし、春休みを含めると、4月5日までおよそ1カ月、学校がお休みとなっております。急な決定で学校も家庭も対応に苦慮されたことと思います。今日質問しておりますときには、もう休校となりまして約2週間が経過しておりますので、状況も変化していると思いますが、子どもたちの心のケアを含め、次の点を質問させていただきます。

1点目は、休校中の受け入れについてです。共働きの家庭にとって休校中の子どもの預け先は頭の痛い問題です。幸い飛騨市では、放課後児童クラブが受け入れ可能でしたので、急なことで大変だったと思います。各学校とも子どもたちの安全と指導員の確保はできたのでしょうか。また、とくに支援が必要なお子さんの受け入れも希望どおりにできたのでしょうか。

2点目には学習面についてです。本来なら春休み前まで通常の授業ができたところですが、3月3日からの休校で約15、16日分の授業が行われなくなりました。この間、学習の遅れが生じてくると思いますが、休校でできなかった学習はどうやって補充するのでしょうか。

3点目に子どもや親のメンタル対応についてです。子どもたちにとっては急なお休みで生活環境もガラッと変わってしまったことでしょう。友達や先生との関わりも中途半端なまま新学期を迎えることになります。また親も毎日子どもたちと向き合っていないとではならず、お互いストレスもたまってきます。お昼ご飯を今2週間やわただけでも大変なことでした。そういった不安や不満をひっくるめて対応してくれる窓口はあるのでしょうか。今の休校中だけではなく、新学期を迎えても不安定な子どもも多いと思われます。学校カウンセラーもいらっしゃいますが、これらの方も含めて総動員で学校対策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

ただいまの質問、3点についてお答えをさせていただきます。まず、休校中の受け入れについてでございますが、飛騨市では、3月3日からの小中学校臨時休業に伴い、日中、保護者や家族が不在のお子さんの面倒がみられないご家庭のために、お子さんをお預かりする放課後児童クラブの開設を行っております。

今回の申請人数は、古川小学校放課後児童クラブが30人、古川西小学校が27人、神岡小学校が12人、宮川小の児童を含む河合放課後児童クラブが20人、山之村小が2人です。1日の利用者につきましては、多いところでは20人程度、少ないところでは5名程度です。放課後児童クラブでお預かりするお子さんの安全・安心の確保としましては、感染症対策には万全な体制に努めています。具体的には、朝の入室時に検温し

て体調を確認する。各自が1メートル以上距離を保って飛沫感染防止を図る。換気や手洗いの徹底を図る。使ったところの消毒をするなどです。

指導員は確保できております。一部屋に1人から2人を配置しておりますが、お昼の時間は学校の教職員が協力しまして、指導員の休憩時間を確保しています。なお、山之村小については、学校の教員が対応しております。

また、とくに支援が必要なお子さんの受け入れについても、放課後児童クラブに希望のあった方については受け入れをしているところでございます。そのほかに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業所でも希望通りの受け入れがされていると承知しております。

続いて2点目の学習面についてでございます。年度末の3月は、各教科ともに学習すべき内容がほぼ終了して、復習やまとめの時期でございます。また、この時期は、卒業式の練習等に時間をかける時期でもあります。したがって、臨時休業のために教科の時間数が削られて学習できない内容が多くあるという状況にはございません。

3月9日に文部科学省から出されました臨時休業に関するQ&Aでは、「児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。」とあります。現在小学校6年生の児童に対しては、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合は、「進学先の中学校において、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行う等の配慮が考えられる。」といった内容のことが記されてございます。

飛騨市においても、指導を行うことができなかった学習内容については、次年度に補充的な学習を位置づけることを考えております。この休業期間においては、まだ学習していない内容について次年度に行うことを児童生徒に伝え、予習のための学習プリントを配布したり、予習の仕方を伝えて自主学習ができるようにしたりしております。

また、文部科学省の「学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）」や算数の自主学習ができる「G I F U W e b ラーニング」の活用も紹介しています。各学校とも、家庭学習において、わからないところがあったら学校に電話して先生に聞くことができることを伝え、対応しております。さらに、昨日から、学校ごとに「学習相談日」、「自主登校日」を設けまして、学習への支援を行うようにしたところでございます。

3点目の子どもや親のメンタル対応について。これまでの長期休業日と違い、子どもや保護者・ご家族の皆さんもストレスの多い、不自由な生活を強いられていることが考えられます。教育委員会としては、まずは、ストレスを少しでも緩和されるよう、3月10日に「屋外での活動について」保護者へ一斉メール配信を行い、感性予防対策を徹底したうえで、屋外で適度な活動を適切に行うよう伝えたとところです。子どもや親

の不安や不満を受け止める対応としましては、教育委員会、学校とともに電話番号をお知らせし、いつでもお話を聞ける体制を整備しております。例えば、学校には保護者から家庭での規則正しい生活を送るための相談があり、担任が丁寧に対応しております。教育委員会には、屋外での活動についての要望があり、個別に対応するとともに、市民にもホームページで周知したところがございます。また、各学校においては、家庭訪問を実施し、子どもたちに直接会って声をかけ、健康状態や食事の状況、困っていることではないかを把握することに努めております。子どもたちの状況としては、やはり規則正しい生活のリズムを整えることが課題としてあるようでございますが、自分なりに家の手伝いをしたり、家族との生活を工夫したりして過ごしているようです。

さらに、昨日から開始した学習相談日や自主登校日を通じ、学習支援だけでなく、子どもたちの心の変化についても見落とさず、ケアしていきたいと考えております。

新学期におきましても、学校・家庭・スクールカウンセラー等の専門家が連携し、さらには地域の皆さんのお力もお借りしながら、子どもたちの小さな変化を見落とさずにケアすることに努めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○7番（住田清美）

休校中の受け入れにつきましては、放課後児童クラブで受け入れができたということなのですが、今その登録また実際の人数を聞きまして、意外に30人以下ということで少ないなというイメージがありました。と言いますのは、夏休みのような長期休暇ですと古小・西小などは、もう100名を超える児童の皆さんが登録をし、利用も実際100名近い子どもさんがいらっしゃいました。今回はその3分の1くらいの30人ほどということなのですが、その少なかった要因というのは、家庭でみる方がいらっしゃったいろんな工夫をしてみることができたのか。もう1つ、その中の要因として開所時間が夕方5時までということになっていました。長期期間中は一応6時まで受け入れてあったんです。ですから5時まで仕事してもそれから迎えに行けたんですが、今5時までにはお引取りをお願いしますということであると、なかなかその利用に制限がかかってしまって利用が少なかったんじゃないかなということを懸念するんですが、そのへんの分析とかはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

私どもも本当に多くの人数が希望されましたらどのように対応していこうかと心配したところでしたが、本当にその点におきましては意外に少なかったなということをお聞しております。お聞きしておりますと、ご家族、おじいちゃん、おばあちゃんでもありますとか離れているところでも、そういったご親戚とご家族のご協力が大変得られているということをお聞きしております。こういう緊急事態においてそのへんを皆さん

がとても助け合ってくださっているというふうに感じております。もしかしますと、議員が懸念されておりますような、夕方の点についてもそういうご心配があったのかもしれませんが、そのところ把握しておりません。ただそのことにつきまして事業所等でも大変ご協力いただいて、迎えに来てくださるというのはご協力もいただいている事業所もたくさんあるように聞いております。その5時までということにつきましては、今回考えました。学校を広く使うということを考えましたときに学校の勤務時間でありまして、それからその後使ったところの消毒をしたりしておりますので、そのこと等の時間も確保するための措置でございました。

○7番（住田清美）

そうやって各家庭でまあいろいろ工夫をなさって子どもの健全な育成についてご協力をいただいたことはありがたいと思いますし、また放課後児童クラブでも1部屋の人数の調整、また教職員による協力体制なども全力で対応してくださっていることを感謝申し上げます。それから2点目の学習面の関係でございますけど、先ほど3月でできなかった学習の遅れがある場合は、新年度に補充ということなんですが、大体学年で授業の進捗度は一緒だと思うんですけど、クラスによって違っていたり、またさらに今度中学校へ入ると、古川・河合・宮川から古川中学校へ入ってまいりますので、それぞれの学校の進捗度がちょっとちがうのかなと心配しますが、そのへんについてはしっかりと学校のほうで対策をとって、小学校から中学への引き継ぎとかはしっかりとなさっていただける計画でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

これまでにこのコロナの件が浮上しましてから2回ほど校長会を行っておりますが、そのところでも確認をし合っているところでございます。学級間での多少の遅れのところについては、できるだけ今のうちに子どもたちに家庭訪問とそれから学習相談、そしてプリント等でできるかぎりの対応しておいて、そしてそれでもできなかったことについては、新学期において必ず子どもたちの不利にならないように対応していく。中学校へも必ずきちんと引き継ぎを行ってまいります。

○7番（住田清美）

親としては、学習の遅れが将来的なことにまで、基礎的なことを学ばなかったことでいってしまったら困るなというところがありますので、しっかりとその新年度になったときに対応については学校のほうでよろしくお願いしたいと思います。

それから今屋外の活動がオッケーだよということがメールで配信されましたので、この間の土日、公園とかいろんなところで久しぶりに子どもたちの姿を見ました。たくさん子どもたちがうれしそうに外で遊んでおりました。もちろん対策もしっかりして親御さんもついておいででした。そういうメンタル面のことについてもやっぱり子どもの

ストレスを徐々に解消していくという方向になっていくと思うんですが、昨日からですか、学校の学習相談日、自主登校日が昨日、今日というところもありますし、そのほかにも日を決めて子どもたちが学校に行って先生と対面するいろんな場を提供して見えますが、この昨日行われた現状で、もし何人ぐらいの子どもたちが行って、どんな状況だったかということがわかりましたらお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

昨日の状況でございますが、あの全部ではございません。宮川小学校と古川中学校は昨日は行っておりません。それから神岡小学校につきましては地区別のということで地区を分けて人数を減らしておりますので、そういう状況ですが、全部で昨日は202名、本日は古川中学校、宮川小学校が加わっておりまして293名登校しております。

○7番（住田清美）

とくに子どもたちが、その数が多いのか少ないのかはちょっと判断をしかねるところなんですけれど、やっぱり学校に来て先生と話すこと、また友達とも会うことも若干の時間ですがあるかと思うんですが、そういったことで子どもたちの表情的な変化といいますか、うれしかったのかどうだったのかというようなことは把握されておられますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校への聞き取りをしましたところによりますと、昨日の件につきましては健康面で心配な児童生徒はいなかった。同級生・教職員と会うことができ大変喜んだ様子であった。それから児童生徒は大変落ち着いた様子で活動に取り組んでいた。ただ少し子どもたちの話の中から生活のリズムが崩れかけているという心配があったということでございました。それでちょうど昨日帰りに立ち寄っていただいた校長先生みえましたので、お聞きしました。本当にうれしそうな顔をして登校して「学校楽しいや」と言うことを聞けたということでとても喜んでいてという話でございました。

○7番（住田清美）

テレビでも昨日から登校を解禁したような学校もありまして、子どもたちが本当にうれしそうに学校が良い、友達と会えるのはうれしいという表情が見受けられました。飛騨市については今後、春休みを含めしばらく休校が続くものと思っております。そういった子どもたちの今2週間で大変なとき、まださらに2週間以上この状況が続くということですので、しっかり子どもたちのそういう声を聞いていただきながら、また親さんの悲鳴も聞いていただきながら、あのコロナ、今第2弾ですか、第3弾、第4弾、第5弾と多分市の政策が出てくると思いますが、子どもたちに対するケアにつきましても、

その都度都度考えていただきながら、この休みによって生活リズムが乱れるということもありましたので、そこをどうやってもリズムを戻すのか。そしてまたいかにその学習の遅れをどうカバーするのか。いろんな面から含めて、どうぞ子どもたちのケアも今後状況を見ながら進めていただきたいと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時58分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次の質問に入る前に基盤整備部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□基盤整備部長（青木孝則）

先ほどの谷口議員の答弁の中で、候補地を「平成30年から候補地を選定」ということでお答えいたしましたが、「平成28年から候補地の選定に入りまして検討を進めている」ということですので、よろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

◎議長（葛谷寛徳）

それでは午前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。私は大きく2つにわけて質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、道路の安全性について質問をさせていただきます。昨年、飛騨市管内で起きた交通事故は502件であり、そのうち人身事故は18件、その中で死亡者が2人で、ほとんどが物損事故で1日に1件から2件の事故が起きている状況でございます。ことしに入り、2月末現在で交通事故は97件、人身事故が2件、そのうち死亡が1人です。皆さんご存じとおり、1月6日に若宮の農免道路で起きた事故でございます。

岐阜県で最初に起きた死亡事故で、ほとんどが当事者の不注意が要因と思いますが、道路の状況では防げる事故もあるのではないかと考えます。

飛騨市内では道路によっては、危険な箇所や見にくい箇所、事故が多く発生する箇所、いろいろあると思いますが、今回は次の質問をさせていただきます。

1、農免道路での歩道の確保について。1月に起きた死亡事故周辺や農免道路沿いでは、近年、クリニックや薬局ができて、以前より人の通行が増えたように思います。また、農免道路は高山市や神岡方面への通勤道路となり、朝晩の交通量は多く、中には直線ということもあってスピードを出す車も多いようでございます。若宮に住む小中学生は少しの距離ですが、農免道路を通り通学している子どもたちもいます。また、歩道は若宮と沼町の一部にはないところが多いようです。どうして、歩道をつなげてつくらなかったのか不思議に思うところでございます。住民の要望もあるようですが、農免道路に歩道がつくれないか市の考えを伺います。

2、県道古川国府線での側溝整備について。旧国道のことですが、いつもそこを通るときに思っていました。県道古川国府線で増島町交差点から是重地区までの区間ですが、側溝蓋があるところとないところがあり、大型車とのすれ違いや歩行者や自転車乗車の方がみえると大変危険ということです。大型同士のすれ違いはギリギリであり、バス停もいくつかあります。以前は歩道確保、道路拡張の計画があったようですが、現在に至っては拡張などは難しいのではと考えます。側溝の整備によって安全性が確保されるわけではありませんが、運転者や通行人が少しでも安心できればと思います。住民の皆さんも要望しているようですが、県道であるため、県への話になりますが、市の考えをお伺いします。以上、2つよろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、1点目の農免道路での歩道の確保についてお答えいたします。本路線は、昭和43年に農免道路として整備され、その後、平成8年に全線2車線化と古川町下気多から沼町までの約1.7キロメートル区間について歩道が設置されたもので、現在は市道上気多杉崎線として管理しております。

2車線化事業と合わせて行われた歩道設置では、事業が当時行われていた県営土地改良事業の幹線農道としての整備であったことから、事業の性格上、農地区間の整備が中心であり、また、住宅が隣接している区間は農業振興地域外であることや、支障となる建物があることなどから整備ができなかったものと思われます。

現在、歩道のない区間は通学路には指定されていませんが、沿線児童が通学路へ集合するまでの通行があるほか、公共施設や医療機関などへの歩行者の通行が見られますし、当時と比べると全線において交通量も増えていると思われます。

そのような中、本年1月には総合会館付近で、歩行者と乗用車の衝突事故により、歩行者が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。事故を受けまして、市では2月7日に県の公安委員会と現地立会いを行なった結果、現状で速やかに行える安全対策として、現場付近の区画線の引き直しと、ガードレール端部に反射材を設置することとし、先日完了しました。

また、歩道設置区間においても視線誘導標を設置し、安全性の向上を図っております。地元区からは、以前より上気多交差点から国府町境までの歩道設置の要望がされていましたが、市では昨年度、古川町下気多から国府町境までの歩道のない区間について、沿線の宅地等にどのような影響があるのか概略検討を行いました。

検討の結果、規定の幅員で2メートルの歩道を設置した場合には、沿線の用地買収や数多くの支障物件の補償が必要であり、幅員を特例の範囲内で縮小した1.5メートルの場合でも、用地買収や補償が必要になる区間もあることを確認しております。

全線の歩道設置は、多額の事業費を要することから早期の実施は困難であると考えておりますが、有利な補助事業を調査し、事故発生現場周辺などを中心に比較的補償物件の少ない区間など局部的な改良も視野に入れ、歩道設置の可能性を検討して行きたいと考えております。

2点目の県道古川国府線の側溝整備についてお答えいたします。県道古川国府線の増島交差点からは重一丁目地内での側溝蓋設置状況は、宅地出入り口等、部分的に側溝蓋が設置されている状況です。この区間の側溝蓋設置の要望は、平成29年度以前にはありませんでしたが、平成30年度、地元区から要望書が提出されました。以前は、冬季の雪流し作業のために沿線の方から側溝蓋の設置を望まないというような声があると聞いていましたが、近年は地域としても歩行者や運転者などの安全性を優先されたものと思われる。市では、地元区からの声を受け道路管理者である岐阜県古川土木事務所へ側溝蓋の設置を要望するとともに、昨年10月には合同で現地確認を行いました。その後、要望に対しまして古川土木事務所からは、コンクリート蓋と、10メートルに1カ所程度の開閉式グレーチングを設置するとの回答をいただきました。増島交差点からコンビニエンスストア付近までの両側側溝については、本年度より実施する予定であり、残りの区間については、次年度以降も予算の状況を考慮しながら設置していきたいと考えております。当該箇所は通行量も多く、幅員も狭いことから、自動車、歩行者双方の安全性を高めるためにも側溝蓋の設置は必要と考えており、今後も地域の意見を伺いながら引き続き要望してまいります。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○5番（井端浩二）

農免道路でございますが、なかなか歩道をつけにくいという話ですが、側溝が大きな沼町とか側溝があるんですが、それをうまく利用したようなかたちでできないのか。あるいはその今の交通事故あったへんには側溝もあるんですけど、そのへんの側溝をかけ

て歩道をつくることはできないでしょうか。そのへんについてお伺いさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。農免道路につきましては、山崎排水路沿いということで、大きな排水路が片側にあります。その関係で張り出し歩道とかいろんなことも検討できるのですが、現在車線をですね、中心線をずらさなければいけないということで、そちらにしても側溝の方、排水路の方をいじっても非常にお金がかかるというような検討結果も出ております。ただし、先ほども言いましたように現在の反対側にあります小さい水路、そちらのほうを立ち上げることによって、おおむね1メートル50センチの縮めたかたちでの基準ならば、ある程度のことはできそうだという検討結果が出ておりますので、それにあわせて今後順次やれる場所からやっていきたいということですが、抜本的な改修については、補助事業等の調査をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○5番（井端浩二）

若宮地区でも結構斜めに、現地を見ると斜めになっているんですが、そういったのもうまく利用すれば、細い小さい細めの歩道にはなると思うんですが、またそういったのもぜひ考えていただきながら、ぜひつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。あとちょっとこの県道古川線ですが、その線で消雪装置があるんですが、消雪、大変古く感じております。そのへんについて、もし一緒に工事ができないかもしれませんが、消雪装置についてどうなっているのか、今後計画があるのか。それについてお伺いさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

県道古川国府線の消雪につきましては、非常に古い。国道41号から県道に変わったということのころから部分的に消雪が入っていたと思います。現在古川土木事務所では霞橋から杉崎地内、こちらのほう、とくに近年でいいますと、一番目立ったところでいいますと、市役所の前の消雪なんか今入れ替えを行っております。この杉崎までの区間については一応、令和6年までの完成を目標にやってみえるということです。今度霞橋からは是重方面につきまして、そちらを順次それに合わせて行いたいということです。予算少しでもつけていただいて、進捗を早めてもらえるように要望していきたいと思っております。

○5番（井端浩二）

令和6年以降に考えるということですね。なるべく早めによりしくお願いしたいと思います。いつもそこを通ると私も狭いなあと感じていましたので、今の話、今年度から

側溝の検討ということで、大変ありがたく思っていますのでよろしくお願いいたします。
続きまして2つ目の質問をさせていただきます。

2つ目は、スポーツ施設整備について質問させていただきます。市内では健康づくりを目的にいろんなスポーツが盛んに行われております。また、病気予防・健康寿命の延伸ということから運動不足の解消や体力向上が必要になっています。市長の所信表明の中にも「暮らしの質の充実」として、健康づくりやスポーツ、文化芸術の強化を打ち出しておられ大変賛同するところでございます。また、今回の予算でもスポーツ施設の整備計画や検討委員会の中で詳細などを決め、設計に進んでいくと書いてありました。大変期待するところでございます。設計に入る前に次の質問をさせていただきます。

古川トレーニングセンター整備について。昨年、トレーニング施設建設について一般質問をさせていただきました。スポーツ施設整備計画を策定する検討委員会を設置し、議論していくということであり、また、ヘルスケアを行う民間事業所がリハビリデイサービス施設を夜間開放するという話でございました。現在は夜間も開放しており、数人の利用があるようです。私自身も何回か行かせていただき利用させていただきました。体を使うトレーニングですので、それなりに体もあたたまり、体の固い私にとってはいい運動になります。

しかし、リハビリ系の器具と体力増進の器具とは違いがあります。神岡町の桜ヶ丘体育館にできたトレーニング施設は1日20～30人の利用があり、とても好評だそうです。古川町においてもトレーニングセンターのトイレ等の改修にあわせて導入できないか市の考えをお伺いします。また、検討委員会での意見はどんな意見が出たのかも伺いします。

屋内運動場整備計画について。屋内運動場についても昨年質問させていただき、検討委員会も何回か開催され、現在の森林公園の管理棟やテニスコート跡地がいいのではないかと報告でございました。さらに今回、検討委員会を設置して詳細な施設についての検討に入る予定ということでございます。駐車場や規模、あるいは野球の練習が可能なのかなどいろいろ決めていくことが予想されますが、検討委員会ではどのようなことを検討していくのか確認させていただきます。以上、2点よろしくお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、1点目の古川トレーニングセンター整備についてお答えいたします。市の体育施設の改修については、平成31年2月に策定しました「飛騨市スポーツ施設整備計画」に沿って順次、改修工事を進めており、今年度は桜ヶ丘体育館のトレーニング室及びアリーナの改修工事を行いました。令和2年度においては、古川トレーニングセンターの第1期工事として、屋根と2階トイレの改修工事を、令和3年度では第2期工事

として1階トイレ、ロビー等の大規模改修工事を予定しており、その中にトレーニングジムの設置についても触れられております。

そこでは、「豪雨時の雨漏り対策や1、2階トイレの内壁等の改修など、早急に改善すべき箇所が多数あり、まず体育館としての魅力を上げるため、大規模修繕を実施することが先決で、トレーニングジムの整備については、現在、民間のリハビリデイサービスが開設されていることから、民業圧迫にならないよう配慮しながら、事業内容の再検討により課題を解決し、その都度優先度を検討する」とのご意見をいただいております。そのため、今後のトレーニングジムの整備については、民間が持つノウハウを活かした事業展開と、行政が目指す市民の運動・スポーツを通した健康増進の拡大がうまく結びつくよう調整を図り、事業を進めたいと考えております。

次に2点目の屋内運動場整備計画についてでございます。屋内運動場の整備につきましては、昨年10月、「飛騨市屋内運動場整備検討委員会」を設置し、その後、富山県への視察を含め、3回の委員会を開催しました。検討された主な内容としましては、建設場所、施設の大きさ、屋根の構造、床の材質、そして付帯施設に重点が置かれ、建設場所については、森林公園の管理棟・宿泊棟・テニスコート解体後の跡地。施設の規模は、最低でもグラウンド・ゴルフの公式コースに対応できる面積（縦横50メートル×30メートル）を確保すること。付帯施設については、管理棟とトイレのみの必要最低限の施設とすることで意見がまとまっています。

一方、屋根の構造や床の材質については、冬期間における除雪対策や、今後の維持管理などを考慮し、現在も検討を重ねている最中でございます。

今後は、こうした部分を詰めながら、当初の予算規模とのすり合わせを図りまして、冬期間の高齢者の体力低下と閉じこもりを防止し、健康寿命の延伸を図ることができること、スポーツ少年団や部活動の冬期練習機会を提供できることを重視しつつ、子どもからシニアの方まで、ともに親しんで利用できる建物になるよう、新年度の委員会でさらに検討したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○5番（井端浩二）

計画的にトレーニングセンターを大規模改修していくということで、大変いいと思いますが、今の民間のトレーニング施設は器具にも限界がありまして、どうしても若者が行きづらいということがあるんです。私も行きましたけれど、いい運動にはなるのですが、筋肉をつけようという器具ではなくて、やはりそのへんが若者にはいまいちではないかなということを感じるのですが、そのへんについてもうちよっと何とか考えられないか。あるいは、トレーニングセンター、ステージが最近利用されていないので、そういったステージのところを利用しながら何かできないかなと考えるのですが、そのへんについてはどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

まず場所のことでございます。場所のことにつきましては、議員おっしゃられますとおり、現在ステージのほうが空いているということがあるかと思います。いずれにしても、あとロビーも含めてですね、今後の維持管理も含めてそこにつきましてはよく検討をしていかなければいけないと思っています。

それから器具の話でございます。たしかにリハビリ系の器具が多いということで、筋力性・持久系であるともあろうかと思いますが、それにつきましても今後お互いの器具等を比較しながらですね、必要な器具について検討したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○5番（井端浩二）

ぜひ検討していただいて、前向きによろしくお願いしたいと思います。あと屋内運動場ですが、森林公園の管理棟跡地に建てるということで、当然駐車場、お年寄りが結構多いと思うんですが、駐車場を下に停めて歩いていくというような感じでは、大変困るんじゃないかと思うんですが、駐車場の問題について管理棟の裏側の山にするとか、ちょっとそのへんについてはどのような計画があるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

現在まだ詳細の設計は当然できてはいないんですけども、大きな図面の上で先ほど申しました大きさの物を置いたりなんかしてですね、検討してはおります。そういった中で、現在の駐車場があるんですけども、めいいっぱいどちらかと言うと右側といいますか、片方に寄せますと、駐車場側のほうにある程度のスペースが取れるかと思います。大体車にすると10台～20台ぐらいは、取り方によって取れると思いますので、そういった中で対応していきたいと今のところ思っております。

○5番（井端浩二）

ぜひとも駐車場の確保をいろいろ考えていただきたいなというふうに思っています。

あと屋内運動場の、要はスポーツ少年団あるいはさっき言いました部活が冬季使えないときに利用するということが高さが問題になってくると思うんですが、高さについてはどんなようなことを考えていらっしゃいますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

天井の高さでございますが、高ければいいとは思いますが、やはり費用負担のいうこともございますので、そちらのほうとも相談しながら決定していきたいと思っていますので、

でよろしくをお願いします。

○5 番（井端浩二）

ありがとうございました。いろいろ検討委員会もあるようですので、十分な意見を確認をしていただきながらより良いものをつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。これで私の質問を終らせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5 番 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、5 番、井端議員の一般質問を終わります。

次に、11 番、籠山議員。

〔11 番 籠山恵美子 登壇〕

○11 番（籠山恵美子）

発言のお許しをいただきましたので私は3点、それぞれテーマ別に市長及び市の見解を伺いたいと思います。

まず1つ目に飛騨市の新型コロナウイルス感染対策について伺います。伝染感染の予防上、学校休校にできるのは市町村です。学校保健法第13条ですね。しかし、首相要請で一律休校となり、このまま1カ月近い休校では、保護者にも子どもにも大きな負担を強いることになります。このことによる影響をどう把握しているのか伺いたいと思います。文科省は先ほど住田議員の答弁で、教育長がもう説明されましたけれども、今回の臨時休校については、ホームページで、事務連絡Q&Aを随時更新しています。これによりますと、学校給食の提供が最近新しく可能となりました。また、休業期間中の校庭や体育館・公共スポーツ施設などの解放が可能とこれまたホームページで更新されました。これは児童生徒の健康保持の観点から児童生徒の運動する機会を確保するため設置者や各学校等の判断において行うことは一律に否定しないという文科省の見地です。よって、このことを踏まえまして学校再開の判断基準、その日程など全体的なことを設置者である市長に伺いたいと思います。

そして、この間の先ほど教育長からも少し答弁ありましたが、家庭訪問から見えてきた、それぞれの家庭の問題などですね。この問題や学校現場での状況などその対策、これを教育長に伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

続けてください。

○11 番（籠山恵美子）

2番目にコロナウイルスの影響で、業績が悪化した事業者に国は助成金制度を創設いたしました。その運用にばらつきがあり、またフリーランスへは貸し付けしかないなど日々錯綜し混沌としています。その後、国はフリーランスへの休業補償として日額4,100円の助成を打ち出しましたがけれども、到底少なすぎます。

さらには休校によって従業員が有給休暇を取得した場合に、その企業に対して日額8,330円を上限に助成金を支給するといいますが、自粛要請により休ませた従業員の休業手当への助成は賃金の4割程度にとどまると指摘されています。

この緊急時に間尺に合う対応とはとても言いがたいものです。今や市民生活は待ったなしです。とにかくつなぎ資金つなぎ生活費が待たれます。もうすぐ月末には給料日がやってまいります。国の方針が明確に改善され、通知されるまで市はあらゆる手を尽くして、市民の暮らしを守る応急策を打ち出していきたいと思います。

昨日の委員会でも説明がありましたが、良い答弁は何度聞いても良いものですから、ぜひ繰り返し市の考えと具体策を伺いたいと思います。

3つ目に飛騨市からはまだ感染者は出ていないようですが、WHOが新型コロナウイルスはパンデミック、世界的流行と表明いたしました。市内全域の医療体制の強化がますます求められる情勢だと思われます。ところで飛騨市民病院の医療体制はどうなっているのでしょうか。市民病院のホームページを見る限りPCR検査には適応していないようですが、気候変動による社会環境の悪化を今の世界的なコロナ感染で目の当たりにしますと、飛騨市民病院にもいずれ感染症に対応できる抜本的な体制強化が必要ではないでしょうか。飛騨市民病院は感染症指定医療機関ではありません。今後の見通しを市長に伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、新型コロナウイルス対策につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。まず、1点目の学校休校のですね、再開の判断基準を問うということです。

再開判断ですが、なかなか難しい問題でございまして、国内の感染者の動向がどうなっているか、岐阜県内および飛騨市近隣の地域の動向がどうなっているかということに左右されると思っています。通常学校生活は、クラスターが発生する率が高いといわれる3つの条件が揃いやすい環境にあるということでございますが、一方で子どもたちの学習・生活、保護者の負担などから考えますと、これはやはり通常に近い状態で学校を運営したいと強く思っているわけでございます。そのバランスをどうとるかという大変難しい問題であります。

今現在、春休みまでということで、残り一週間少しという段階に来たわけではありますが、今後、春休み以後ですね、再開ということになった場合には、今月下旬あたりの感染の状況をどう見るかということになってくるかと思いますので、その時点のこの地域・近隣地域・国内の動向を見ながら国・県の方針、とくに専門家会議の疫学的見地、そして飛騨市独自で相談している医師の見解等を参考にして最終的に決定していきたいと思っています。私個人は、何とか通常どおりにと思っていますが、その時の状況

に判断されるということでご理解を賜りたいと思っています。

それから２点目でございます。応急的な市の支援策ということでございます。昨日、議会のほうでお認めをいただきまして対策を打ったわけでございます。実際、県内あるいは他県の自治体の状況を見ておりまして、なかなかここまでの対策は打てていないのではないかと正直思っておりまして、その意味では、私どもとしては思い切った策を、とりあえず今段階では打てたかなと思っております。で、いくつか視点があったわけでございます。トリアージということを申し上げましたが、定点観測、ヒアリングの中で一番被害が大きい、経済的な打撃が大きいと思われた宿泊・飲食をまず手を付けるということで、今回プレミアム食事券でありますとか、宿泊事業者の緊急対策事業というようなことでお助けいただきましたし、その中で休業を余儀なくされる、つまり雇用の問題が喫緊の課題であるというふうにも認識いたしましたので、雇用調整助成金を企業がためらうことが無いように自己負担がないかたちにするために、自己負担分全額を市が独自助成するというところにも踏み切ったわけでございます。ただ今後ですね、これが非常に広い範囲に広がってくることが予測されるわけでありまして、当然、市民生活の中で休業あるいはパートの休止、あるいは手当、全体の給与等のカットなり、そういったことによります生活苦というようなことは容易に予想されるわけでございます。で、昨日これも発表させていただいた飛騨市の生活支援資金貸付制度、これは県社協の制度に足らない部分を市が独自でやるということで、これもなかなか例のない取り組みでありますけれども、こうしたもので、議員おっしゃるようなつなぎの生活資金を確保していただくということについては万全を期していきたいと思っておりますし、今後また違う局面が出てまいりましたら、その都度新しい対策を組んでいきたいと思っておりますのでございます。

今後ですね、先ほど小笠原議員のお話のときも申し上げましたけれども、世界的な、とくにアメリカ、ヨーロッパ、とくにヨーロッパでの感染拡大によりまして、世界の实体经济に影響が出てまいりますと、市内の中層を占める製造業、ここへの影響が出てまいります。そういたしますとこれは本当に甚大な影響が出て、対策が必要になるというふうに思いますので、その状況をつぶさに見ていくということを重視していきたいと思っております。いずれにいたしましても国、県の施策を待って市が打つというような考え方ではなくて、市がどんどん先に行って、それで、国・県がカバーしてくれるものがあればそれはまた委ねていけばいいという考え方でおりますので、そうした対策については躊躇なく実施していきたいと思っておりますし、またそうした財源につきましては、こうしたときのためにこそ、財政調整基金があるというふうに思っておりますので、財政調整基金を有効に使いながら思い切った策を講じていきたいと思っておりますのでございます。市民病院の件については市民病院の管理室長からご答弁を申し上げたいと思っております。他の分野につきましても教育長からご答弁申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私のほうからは、学校休校による影響と対策を問うということで、家庭訪問からみえてきた問題など現場の状況や対策についてお話をさせていただきます。

飛騨市の小中学校では、子どもたちの心身の健康状態や生活・学習の状況を把握するために、臨時休業以降、各担任が家庭訪問を実施しております。

朝起きる時間や夜寝る時間が遅い、テレビやゲームの時間が長くなっている、運動不足で夜眠れないといった生活リズムの乱れや運動不足など健康を心配する保護者の声が多くありました。また、子どもたちは、外へ出ると叱られた、どこへもいけない、友達と会えなくてさみしい、学校へ行きたいなどの不自由さを訴えたり、勉強でわからない問題があるという学習への困り感を伝えたりしたとのことでございます。

担任は、子どもたちの話をじっくり聞きながら、規則正しい生活を促すとともに、学習のアドバイスをしたり学校図書の貸し出しを紹介したり、休業中の生活を自分で考えて工夫するよう相談にのっています。

教育委員会としては、子どもたちの心身の健康を維持するために屋外での活動を安心して行えるよう、3月10日に保護者へ一斉メール配信で、屋外活動の留意事項を周知するとともに、地域との情報共有を考え、市のHPやメールで市民の皆様にも周知したところでございます。また、昨日からの学習相談、自主登校日の実施にもつなげております。

一方、飛騨市の子どもたちのたくましさや素直さ、家庭の教育力の高さに触れることもできました。

自分で計画して勉強している、普段より玄関や風呂の掃除など家の手伝いをしてくれるようになった、昼食を自分でつくっている、起きる時間・寝る時間を決めて規則正しい生活に努めている等の、自主性や主体性、思いやりなどが育っていると聞いた話。親子でジョギングをしているとか、日中は曾祖母と2人で過ごす、手伝いをしたり一緒に犬の散歩に行ったり、ご先祖様の話で盛り上がったりと日に日に絆が強まっているようだといった、家族のつながりが深まった話も聞いております。こうした参考になりそうな事例をまとめ公表するよう進めています。

なお、今後も、家庭訪問の折には、子どもたちの声に耳を傾け、心に寄り添うことに努めてまいります。また、教育委員会へのお問い合わせや相談に対しても真摯に受け止め、臨時休業中の子どもたちの安全・安心な生活の支援に心がけてまいりたいと思います。なお、状況を見極めながら、そのときに応じた手立てを今後もうってまいりたいと思っております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔病院管理室長 佐藤直樹 登壇〕

□病院管理室長（佐藤直樹）

私からは3番目の市民病院の医療体制はどうなっているのか。抜本的強化が必要ではについてお答えさせていただきます。先般、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査に保険が適用されることとなりましたが、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、当分の間、この対象が帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関に限定されており、飛騨市民病院は、このPCR検査には対応しておりません。また、仮に医療機関の限定が解除された場合であってもPCR検査に必要な機器を保有していないため外注での検査となり、現行の検査方法では結果がわかるまで相当な時間を要することが想定されます。

施設面において、感染者の入院を想定した場合、陰圧状態を保持できる病室や感染予防のための前室などの設備がなく、感染者を他の患者や来院者と区分して病室まで移動するルートの確保も困難であることから、院内感染の発生につながる心配も否定できません。

そもそも感染症に対応する医療機関については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」「第二種感染症指定医療機関」に分類され、都道府県の区域や二次医療圏ごとに設置数や病床数の基準が定められております。

飛騨医療圏では、久美愛厚生病院が、感染症病床4床、結核病床8床で第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、基準を満たす施設に加え、感染症専門医や認定看護師を配置して受け入れ態勢を整えています。したがって、飛騨地域内で感染症患者が発生した場合には、その感染症の類型に対応する指定医療機関、すなわち久美愛厚生病院において適切な処置を行うことが原則となります。

今回の新型コロナウイルス感染症に関しましては、感染拡大の状況により一般病院でも入院対応を求められることが想定されるところですが、飛騨市民病院に限らず、一般病院で感染症に万全の施設、設備やスタッフを整えている医療機関はまずありません。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うご心配は、議員はじめ多くの市民に共通の思いであることは十分に理解しているところですが、飛騨市民病院の施設構造や人員体制において感染症へ万全の準備を整えることは容易ではないのが事実です。

しかし、今後、国の感染症対策の方針に大きな変更があり、病院としての対応を求められることとなった場合には、必要な対応策を講じていきたいと考えております。

なお、飛騨市民病院としましては、新型コロナウイルス感染症に対して、住民に正しい知識を持って感染予防策を講じていただき感染のリスク軽減を図っていくよう周知をしていくことが、現在求められている役割であると考えており、いち早く病院ホームページ

ージやSNSを通じた感染予防の啓発に取り組むほか、院内感染予防対策委員会を中心としたスタッフが一丸となって、住民の安全、安心な生活を守るための活動を展開しているところです。

〔病院管理室長 佐藤直樹 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1番目の子どもたちのことなんですけれども、まあなかなかいつ学校再開していかというのは、こういう状況ですので、本当に大変だなというのはよくわかります。ですけれども、だんだんわかってきたのは、先ほど教育長の説明がありましたように学校に行けば子どもたちは万全な感染予防しているわけですね。うがい・手洗い・それから換気、それから子どもたちの間でも1メートル、距離を置いてやるという。それが家で閉じ込められているよりも子どもたちにとってはより安全な場所になるのではないかという気がします。ですから、一日も早い開設を望むんですけれども、昨晚も私のところにお母さんから電話で相談がありまして、小学生2人いるので、なかなか仕事を1時間早く切り上げては帰れないんだと学童保育を、放課後児童クラブですか、今放課後じゃないですけど。児童クラブに預けると、先ほどあのやり取りがありましたように5時に迎えに行くのはと無理だと。しかも1人3,000円、やはりおやつ代、お金がかかるということで、今こういう大変なときなのでとても預けられないんだと。「早く学校を開いてほしい」、こういう声でした。こういうのはほかにもあるんですね。私、あの子ども食堂のスタッフで行っておりまして、この子ども食堂に来ているひとり親の家庭の子どもたちが心配で、電話で様子を聞いたりしましたら、やはり親さんも必死で働かなければならないので、お昼は一時は私の家に呼んで、一緒に昼食食べました。夜の様子を聞いたら、お母さんがなかなか帰ってこないで、「帰りも遅いからご飯に塩を振ってのり巻いて食べた」って言うんですね。先ほどの減塩の話がありましたけれども、こうやって子どもたちの食生活が乱れて、それで免疫力が落ちていくっていうことがあるんですね。

先ほど教育長がおっしゃったのは、まあまあとても反応の良いお母さんたちの反応ですけれども、とくに心配するのは、普段虐待されている子どもたちの生活はどうなっているのか。それからネグレクトというか食事をまともに与えてもらえないで家で留守番している子どもたちの様子はどうか。これは本当に心配なんです。そういうことも、きちんと明らかにするためには、やっぱり私はその自主登校のときにでも子どもたちにアンケートをとってほしいと思います。親さんでなくて。子どもたちには本当に率直な意見、それから本音が出てくると思うんですね。それによってその後の対応も見えてくるかもしれないなあと思うんです。そのあたりのどうでしょうか教育長。市長。こういう子どもの状況っていう本当にリアルに掌握されているんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

普段から心配の子どもたちにつきましては、より家庭訪問を行ったり、電話で相談を行ったりしております。声をかけております。それとともに今、きちっと整理しながらやろうと思っておりますが、家庭訪問に行ったらちゃんと顔が見れているか。それから自主登校にちゃんときているか。ここに漏れている子はいないかということを引きちんと把握をして、絶対に必ず顔を見て確かめるようなことで学校のほうとは話をしておるところでございます。それから自主登校でのアンケートということでございましたので、まだ終わっていないとか昨日で終わったところもございます。昨日今日で終わったところもございますので、終わっていないところには早速やってみようかと思っております。

△市長（都竹淳也）

今、教育長からの話ありましたけれども、やっぱり子どもたちの家庭訪問とか電話もしていただいているんですが、声を聞くという非常に良いことだと思いますので、ここはぜひまた対策本部の中ですね、そのあたりも含めて直接声がひろえるようなことをやっていきたいなと思っております。あと今の児童クラブの時間のことについては、先ほど住田議員からお話もありましたし、ちょっとどういうかたちで対応できるのかですね、早速検討してみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○11番（籠山恵美子）

今の2番目の市長のご答弁説明は、なんとかがんばっていただきたいということとそれから先ほど言いましたけれど、もうすぐ給料日なんですね。あるいは商売されている方も午後3時になると金融機関に入金しなければならない。「この3時が怖い怖い」っておっしゃいます。そういう状態なので、実際にこういういろんなメニューをつくってくださって、それがいつ具体的になるのか。具体的にできるのか。周知の問題も含めてですけども、その見通しはありますか。

△市長（都竹淳也）

今朝のコロナウイルス対策本部にも同じこと言ったんですが、とにかく決めてもやらないと早くやらないと意味がないので、とにかく一刻も早く周知がきちんとできるように、そして関係機関との調整が必要なものについては1分1秒でも早くできるようにいうことで強くそこは申し合わせております。資金繰り系のところはすでにこの対策の前にスタートさせておるわけでありましてけれども、窓口あるいは金融機関にも相談も来ておりますし、そういったところですね、さらに使っていただけるようにですね、できるだけお声がけをしていける、そういった情報を商工会、商工会議所、またいろんな組合がありますので、そうしたところから流したり、市のこうした取り組み、いろんなところで報道もしていただいておりますので、それをご覧いただくというのもありましょうし、またの資金繰り、次の対策も今また検討しておりますので、何にしても周知して知ってもらわないということは始まらないものですから、そこは重々考え、思っておりますし、これからもそこは徹底していきたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

3番目の市民病院のことですけれども、現状はよくわかりました。将来的な展望としてぜひ市長に見解を伺いたいのは、公営病院の再編統合ということが大問題になりました。こういうときこそ本当に地域の地域医療が求められる。地域にある公営病院などが本当に役に立つとき。だからなくせないんですね。そういうことで言いますと、現場すぐに来年、再来年っていう話ではないかもしれませんが、今やはり気候変動による本当に環境が悪化しています。このコロナウイルスが偶然・偶発的だとは考えられません。この後何が起こってもおかしくない環境です。ですから、そういうことに備えて市民病院の将来的な建て替えも含めてですかね、ちゃんと飛騨市内の市民病院がお隣の富山県の患者さんたちも含めて感染症に対応できる病院に設備費を投資していくと、こういう考えもとっても大事じゃないかなと思いますが、このへんはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

できるだけ高度医療と言いますか、基礎的医療なんですけれども、感染症みたいなことに対応できるようにはしていきたいなという気持ちはもっておりますが、医師の問題がけっこうこれは大きくあります。感染症のやはり専門の医師を確保できるかどうかということとそれからおっしゃるように隔離できる病棟ですね、それからそれに対応できる十分な看護スタッフがあるかどうか。このあたりの問題になってきてハードのことはですね、無理すれば多分なんとかなると思うんですが、医師と看護師という今飛騨市民病院が一番直面している難題、ここの確保がですね、進まないとなかなか手が打てないということが正直言ってございますので、これ今、目の前のまず課題の医師不足のことに必死になって毎日やっているわけでありましてけれども、少し県の地域枠とかですね、そうしたものも含めて少し長いスパンの中で、医師の体制というものが確保でき、看護師の数もこれもいろいろな取り組みをしておりますので、充実させていくということをもっと中心的に考えながらですね、そうした感染症、10年おきくらいにここのところ発生しています。SARS（サーズ）が2000年前後、新型インフルエンザが2009年だったと思いますが、そして今回新型コロナウイルスとこういうことですから、定期的に発生するんだろうという思いの中で対応できるような医療スタッフ、ここの確保という意味においても、今行っている取り組みに万全を期していきたいとこのように考えます。

○11番（籠山恵美子）

どうぞよろしくお願いします。2つ目に国民健康保険料の引き下げを求めて伺いたいと思います。国民健康保険が県の統一化をされ、2018年からは都道府県と市町村が共同で運営する制度となりました。しかし、その結果どうなったかと言いますと、飛騨市の国民健康保険料は初年度から2年連続で値上げしてしまいました。飛騨市の国保加

入者は約5,200人、世帯は3,300です。この加入世帯別の保険料をすべてが引き上げられました。そもそもこの加入者は非正規・自営業パートのシングルマザーなど低所得の方が圧倒的です。しかも飛騨市の場合ですね、年齢別の加入者がゼロ歳から14歳が4パーセント、15歳から64歳が38パーセント、65歳から74歳が58パーセントと年金暮らしの高齢者が約7割ぐらいになるのではないのでしょうか。しかも長引く地域経済の低迷、そして消費税10パーセントへの増税、新型コロナウイルス感染の影響などにより、今からさらに高すぎる国保料は、市民の家計を圧迫していきます。そうなりますと医療機関への受診ためらいも起こり、早期発見早期治療にも逆行します。国保運営が県の新制度に変わりましたが、国保料の額を決め市民から保険料を集めるのは引き続き市町村の仕事です。国保財政は岐阜県が管理するようになり、飛騨市は県から提示された納付金を年貢のように、納めるわけですが、ここに保険料値上げのカラクリがあると私は思っています。かつて独立採算国保財政を運営していたころ、飛騨市は県下21市で一番低い国保料に抑えてがんばってきたんですね。ところが新制度になった途端、飛騨市の保険料は県下で2番目に高い値上げ幅となってしまいました。年収400万の家族モデルで年間2万9,100円の値上げです。ちなみに一番は高山市で、3万4,100円の値上げで、3番目の下呂市で、2万8,600円の値上げで飛騨地域の3市がワースト3という不名誉な状態です。

私たち日本共産党飛騨市委員会が昨年にとったアンケートでは、「国保料・介護保険料が高すぎて生活できない」、「手元にお金が残らない」といった悲痛な回答がたくさん寄せられました。行政が行う施策として、例えば今回のコロナウイルス対策のように急場をしのぐ思い切った女性や支援を国を待たずに打って出るとする市の決断は市民にきちんと評価されると率直に思います。ですが、市民の懐からむやみに税金を抜き取らない。つまり税負担を軽くして安定的な市民生活を保障するという姿勢はもっと根源的に大事なのではないのでしょうか。早期に国保料を引き下げるよう求めたいと思います。いかがでしょうか

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

国保料のお尋ねをいただきました。今ほどご紹介いただきましたけれども、飛騨市の国民健康保険の概況ですが、市内人口の21パーセントが国保の加入者で、5人に1人というようなかたちでございます。今おっしゃっていただきましたが、65歳以上、75歳になると後期高齢者医療制度に移行しますので、74歳までですが、58パーセントという数字はその通りで、高齢者しかも年金暮らしの方々、自営の方々が多いということでございます。ここに対して、県制度への一本化のあとですね、保険料を上げざるを得ないということは、私自身も大変辛いものがございまして、ここの負担を求めている

かざるを得ないということに大変心苦しく思っているところでございます。

被保険者数が、75歳に到達で後期高齢者医療制度に移行すると減少するという。その一方で、保険給付費が年々増加傾向にあるということで、一人当たりの医療費が増加している状況の中で、なかなか難しいものがあるということでございます。

今おっしゃっていただきましたように平成30年度から仕組みが変更されまして、県と市町村が国民健康保険の保険者となる。県全体の財政運営を県が行って、必要な保険給付費を市町村が納めるようなかたちとなり、納付していく制度となったわけです。

この中で非常に大きな変化としてございましたのが、市町村の判断で保険料に一般財源を繰り入れる基準外繰入、これが大きく制限されたことが、ここに大きな影響となって表れているわけでございます。

市町村がですね、高齢者の年金あるいは自営の方々の負担を下げるために一般財源を繰り入れるという手段があるわけでありましてけれども、これにつきまして、いろんな市町村間との不均衡や他の医療保険者との比較で不平等であるとの指摘が多かったということで、これが大きく制限をされ、基準外繰入を減額して将来はゼロにしろということとが求められているのが現状です。ゼロにしろというだけではなくて、基準外繰入がある県や市町村に対しては、国の交付金が減額されるということですから、いわばペナルティーもあるということとこういうことであります。

さらに、今後大きな動きとして、県単位で保険料水準を統一するという大きなテーマがあります。そうなりますと、もともと飛騨市は県内で一番保険料水準が低かったわけですが、基準外繰入も難しい。また県内の保険料も統一されるとなると、加入者の負担が急激に増加することが懸念されるわけでございます。

ただそこに対しまして、打てる手がほとんどないという状況になってくるものですから、市としては、将来的な納付金の増加を見据えて、低所得世帯、高齢世帯が多い国保の特性に鑑みて、加入者の急激な負担増にならないように、特例的な措置として、平成29年度に財政調整基金から一般財源に2億円を投入し、これを活用して、激変緩和というかたちで、緩やかに県の標準保険料に近づけていく対策をとったわけでございます。

さらに、保険料の資産割がかつてございまして、所得がなくても家や土地などの資産があると保険料が高くなるという制度がございましたので、これも廃止をして、所得水準つまり生活実態に見合った保険料に近づけるという対策もとったということでございます。

ですけれども、今後、今申し上げたような激変緩和措置も廃止になる可能性がある。また、医療費水準の統一化、賦課方式の統一化が図られるという中で、全体的な保険料上昇を大変懸念している状況ということでございますが、かといって繰返しになりますけれども、打つ手というものが限られている中で、どのように対応するかとなりますと、遠回りのようではありますが、医療費の削減、これで保険料の抑制効果ができるようにがんばっていくしかないということでございます。

先ほど住田議員からのご質問にもございましたけれども、高血圧の方が多いということにつきましても、医療費が飛騨市はそもそも高く、医療費の高いほうの水準で県内第6位で医療費もかかっているということで、これをとにかく健康づくりを進めて上げていくことがまずは肝要であろうと。これは保険料を下げることだけではなくて、そもそも市民の健康というものをつくって、生活の質を上げていくという取り組みでありますから、まずそこをしっかりとっていききたいということです。

そのうえで、一律に対策を打つというのは難しいので、個別の低所得世帯への支援のあり方をどうしていくのかという議論を立てていく必要があるのではないかと思います。

すでにひとり親家庭の支援というのを始めまして、取り組んできているわけでありまして、来年度予算でも拡充を図っておりますが、高齢世帯をはじめとする低所得世帯の生活支援については、わたくし自身、まだ十分ではないと認識しておりまして、これも2期目の大きなテーマの1つに掲げております。改めて実態を把握しながら、どこをどうカバーしていったらいいのかということについて知恵を絞っていききたいということです。

ただ、いずれにしても一律に何かを給付するというやり方は、一度始めてしまうと止めることができない。やがて財政の疲弊を招くということなので、ポイントをしっかりと絞ってその対策を打っていくということで、向かっていきたいと考えているところでございます。

なお、全国健康保険協会よりも1.5倍ほど高い保険料であるとのこと指摘がありましたけれども、協会けんぽの制度と国保の制度は、保険料の算定方法が異なりますので、ここは単純な比較は難しいと思っています。

いずれにしても、すっきりとした明確な答弁ではございませんけれども、苦勞をしながらやっていきたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

今、最後に市長がおっしゃったその協会けんぽと算定がちがうという。そのとおりなんですけれども、加入者にとって協会けんぽは、事業者と折半ですね。国民健康保険の保険者は市ですよ。そうしますと、社長なわけですよ、飛騨市が。あの保険を守る、医療保険を守る。そうしたらやはり市の本当は国の国庫負担がどんどんどんどん削られてきたというのは大元なんですけれども、それに抵抗しながら、やはり飛騨市も守っていかなければならないのではないかなと私は思うんですね。飛騨市の国保料がどんなに高すぎるかは、現役で働く人で今言った協会けんぽの保険料とモデルケースで比べると一目瞭然なんです。例えば、自営業者で売り上げから経費を引いた所得、これが年300万円の夫婦と子ども1人の3人家族、飛騨市でつくったモデルケースの比較でもですね、国保料は、この方々で年間33万4,300円。所得の1割を大きく上回っています。また、仮に給与収入400万円の4人家族、大人2人子ども2人、これも飛騨市の

モデルケースです。が、国保に入ったら保険料は年間33万8,600円です。でも同じ方がもし協会けんぽに加入した場合には、保険料の本人負担は年20万円で済むんですね。年収240万円のアルバイトで生活する20代の単身者、この保険料は年間14万9,400円です。この方が協会けんぽ加入なら年間8万円の保険料で済むわけです。このぐらい差がある。本当に国保加入者は苦勞しております。公務員の方々は、公務員共済ですね、公務員共済も協会けんぽ並みでしょうか。本当に国保料の保険料できゅうきゅうとしているのが、飛騨市民のとくに経済弱者の方が多いもんですから、苦勞しております。こういう格差と貧困が社会問題となる中で、全国知事会・全国市長会、この両方とも低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いと要望や提言を何度も出しているんですね。全国知事会は、現行の国保料を協会けんぽ並みに引き下げるために、国に1兆円の国庫負担増を要求しました。こういうことは、とても大事ですし、こういう動きには私たち地方議会もですね、連帯してやっていく必要があると思いますからどんどん意見書も上げるべきだなと思います。即効性を発揮するにはやはり何としても今のこの緊急事態、市民の生活を守るために国保料を引き下げるこういうことを私は強く求めたいと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。こういう保険料の大きな格差をどんなふうに考えられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃっていただいたような水準にあることを承知しておりまして、非常にそれがゆえに大変心苦しい。ただその協会けんぽと違いますのは、そこの保険者負担の部分が税金になってくるんだというところの難しさかというふうに思うんですね。おっしゃっていただいたように、やはりこれは国の制度全体の中で、何かしらの措置をやっぱりしていただかないと地方財政のみ、あるいはどこかの市町村のみの対応ではなかなかこの水準をカバーしていくというのは難しいというふうに思っております。2億円、平成29年度に投入しましたが、激変緩和だけでその金額ですから。そういたしますと市のレベルでそれをずっと負担していくというのはかなりきついということです。したがってやっぱり全国市長会でもですね、いつも要望項目の中に上がっているのですが、税と社会保障の一体改革という消費税アップに伴うさまざまな取り組みがありますけれども、私は本当そういった中で、低所得者の保険料負担の問題というのは、もっと議論されるべきであろうというふうに思いますし、こういったところについて私自身も市長会の中でしっかり発言ができるようにですね、していきたいと考えております。

○11番（籠山恵美子）

ぜひよろしくお願ひします。私は国保料の引き下げはもう到底あきらめることはできないんですね。本当にそういう要望が強いものですから。ただいま市長の答弁の中にあったそのひとり親家庭のへの支援とかそれから高齢者で本当に弱者の方々への支援、まず

そこからしっかりと手当していただいて、これからも国にもどんどん意見を言っていた
だいて、私たち地方議員もがんばりたいと思いますのでよろしくお願いします。

3つ目に子育て世代若者への支援策、これを早急に願いたいと思って質問いたします。
昨年度の文部科学省の調査によりますと、小中学校の給食費無償化を実施している自治
体数は1740自治体のうち82自治体、小学校のみ4、中学校のみ2を含む、それ以
外で一部無償化一部補助を実施しているのが424自治体となりました。高山市も下呂
市もこの無償化にあるいは軽減へ進み始めています。これらはおもに少子化対策と子育
て支援が目的なんですね。飛騨市はいろいろな子育て支援に尽力されていることで、こ
れは市民にも評価されています。新年度は高校生までの医療費の子ども医療費を無償に
するというまた英断もいただきました。さらに今、求められているのが給食費の無償化
です。国は10月から3歳から5歳までの保育料無償化します。一方で園児の給食費は
実費負担となりました。消費税増税分を全額社会保障に使うと宣伝したにも関わらずで
す。税増税強行で、市民は家計が苦しくなり、買い控えが進み、その結果個人消費が落
ち込み、地域経済がさらに低迷しています。そして今コロナウイルス被害です。育ち盛
りの子を持つ世代が払う給食費は、年間1人当たり5万円ほど。子どもが3人いたら1
5万円もの大きな負担です。子育て支援としてぜひ若い世代の家計があたたまよう、
給食費の無償化に踏み切るよう求めたいと思います。

また私たちがとってアンケートで最も多かったのが若者の定住を求める回答でした。
これ2つ目です。全ての年代で回答されていました。若い人たちに集まってもらい話を
聞く機会を持ちました。そしたら若者が気楽に集まれるスペースがないと、こう言いま
す。「バンドの練習も防音室となると市の施設だが使用料が高い」、「スケボーをやれる
ところが全くない」など聞けば聞くほど飛騨市から若者が消えていくのは自明の理かと
残念でなりません。若者はまちの中の目たつところで堂々とスケートボードやりたいん
ですね。しかし、例えば交流センター周辺は禁止のパネルだらけです。私が岐阜市に行
ってよく文化センターの周りを見ますと文化センターの周辺の黄金公園ですか。ここ
にはスケートパークがありまして、またバンドをやったり、ダンスを踊ったり、高齢者
の方がベンチに座って日向ぼっこをしていたり、みんなで上手に使い分けているわけ
ですね。これはちゃんと都市公園条例というのがありまして、「自由に使ってください。そ
の代わり9時以降はダメですよ。ルールを守らなかったら禁止させますよ」とこういう
看板。それからその規則を設置して、若い人たちにスケートボードパークを提供してい
るそうです。飛騨市でもぜひ若い人たちがお休みのときにですね、まちなかに姿が見え
て、スケートボードをやったり、バスケットをやったり、それから楽器を演奏するのも
良いでしょうが、そういう環境をぜひつくっていただきたいと思います。また公民館な
ど既存の施設をリニューアルして防音室を設け安価な使用料で若者の音楽活動などを
支援することも大事だと思います。ぜひこういう若い人たちの要望、身近なことから実現
していただきたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

給食費の問題につきまして、ご答弁申し上げます。2番目の問題は、のちほど教育委員会事務局長のほうから答弁をしてもらいます。

学校給食費でございますが、今、保護者負担となっております。学校給食法第11条というのがあって、施設整備、運営費は自治体負担、その他の経費は保護者負担ということで、ずっとそれでやってきているというところでございます。実際に人件費や運営経費は、市が全額負担しておりまして、食材の実費分を保護者にご負担いただいているというところでございます。令和2年度予算で保護者が負担する児童生徒の給食費総額ですが、9,706万1,000円という数字でございます。議員ご提案のように、これを無償化ができればですね、たしかに子育て世帯の底支えにはなるかというふうに思います。しかし、低所得者世帯には、就学援助費というかたちですでに給食費については措置がされておるといふことがある中で、全ての世帯一律に補助を行うという給食費の無償化については、私は、慎重な判断が求められるのではないかという立場でございます。何より、給食費の無償化を実施しようとしますと、毎年9,700万円という財源が必要になるということでございます。

私、はじめ、財政を担っておるというのは、本当に日々地方交付税の変化に一喜一憂して、あるいは、予算の編成の際には、建物の修繕費用が非常に大きくて、今でも先送りしているものがかなりあるものですから、それを見出すのに四苦八苦しておりますし、その中で突然、風呂のボイラーが壊れたとか、という話がきて、いくらかと聞くと、2,000万円とか3,000万円とかいう話があってですね、驚愕して、その度に頭を抱えてですね、どうやってこの財源を生み出すんだというようなことを日々やっておるわけでございます。またその中でなんとか、2年後、3年後、4年後、余裕を見出そうということで、借金を一生懸命減らしたり、ふるさと納税で何とか財源を確保できないかと奔走したり、そんなことをやっておる中で、9,700万円毎年要りますといわれるとですね、正直言って、「えっ」という感じでございまして、とてもいまのこの中で決断ができる数字ではないというのが財政を担当する、財政をもつ責任者としての率直な思いでございます。

例えば、財政調整基金を使ったらどうかと、というご議論もきっとあるんだろうと思います。たしかに、飛騨市の財政調整基金は60億円余りでありますし、他市町村に比べると非常に大きい割合でございます。ただこれは、自然災害、あるいは、今回のようなコロナウイルス対策、世の中が急激に変化した場合の非常時のために必要な基金として維持しておる。加えてですね、飛騨市のような財政力の弱い自治体は、ひとたび政府が方針を変えて、とくに地方交付税のわずかな縮減を補正係数の段階で少しやっただけ

で大打撃を被ります。そして一気に厳しい状況に陥ります。そのための財政防衛のためのお金だというふうに位置づけておるわけです。過去に、三位一体改革というのが小泉内閣のときにございまして、本当に地方は大変な目にあいました。あの経験、私自身もよく覚えていますけども、あのトラウマもございまして、財政に関しては、政府を信用できると思っておりません。したがって、常に、政府が何を方針を変更しても対応できるように、大丈夫なだけの基金は、虎の子のお金として維持していかなければならないというふうに思っております。

また、これを何か大きな政策投資に充てるということならまた話は違うかもしれませんが、毎年必要とするいわば生計費的なものに充てていけば、あっという間になくなってしまいます。家庭でも貯金を生活費に回し始めればあっという間になくなるのと同じでありまして、これはやはり気をつけなければならないというふうに思います。そしてなんといいても、本当に保護者の皆様に喜んでもらえるのかという点につきまして、私自身は確信が持てないというのが正直なところでございます。と言いますのは、これまでこの4年間いろんなところで、大勢の皆さんとお話をしまいいりましたけども、給食費を無料にしてほしいというお話を保護者の皆さんから伺ったことは、ほとんど実はないわけございまして、もちろん、「どうでしょうか」と伺えば、「それは無料のほうがありがたい」と皆さんおっしゃるでしょうけれども、それが本当に求められているのかということにつきましては、私自身はなかなか確信がもてないわけでございます。現に今回、神岡町内の給食費の値上げということで、アンケートを取らせていただきまして、先般も予算の説明のときにお話をさせていただいたわけですが、あの結果少し注目しておりました。しかし反対という声が極めてわずかであったということを見ましても、強い要望があると判断するには早計ではないかというふうに思っております。

他方で、学校給食費の課題の一つとして、近年物価が非常に上昇しております。また、食材が高騰しておりまして、これをなんとか決められた給食費の中に収めるためにですね、質を落としているわけではありませんけども、いろんなところを実は、安いものに変えたり工夫をして、メニューを変えたりして極力、給食費を値上げしないようにしております。それが、食の楽しさ、子どもが給食の楽しみという点で、全体の質を下げざるを得ないということにつながっているのではないかと、懸念しております。むしろ、少しお金を投入して、食の楽しさ、給食の楽しさというものを改善していく、そこを向上させていくということをやりたいと考えておるわけでございます。したがって、新年度予算に盛り込んでおりますけれども、ふるさと納税を活用して、全国の皆様が飛騨市の産品をとっていただいた。そういったものを今度は飛騨市の子どもたちに給食として提供するという流れをつくれないうことで、年末に急遽ふるさと納税に項目を追加いたしまして、全国の皆様にご支援を賜りながら、通常の給食費に上乗せする格好で給食の質の向上を図るという「ありがとう給食の日」というものを、次年度からやっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、子育て世帯の家計負担の軽減という点につきましては、これは皆さん一致するお話として、大変なのは、中学校から高校以降であると、これが皆さんの共通したご意見でございまして、まず、中学で部活に入ると部活動の費用がいる、遠征の費用がいる。そして当然高校になると学費がいる。通学費がいる。そして大学の進学に備えないといけない。大学に行けば、或いは専門学校に行けば、その学費。そして仕送りがある。ここが大変だというのが皆さん一致した意見でございます。こうした部分を市として何とか支援をしていこうというのがそうした流れでおりまして、中学校の部活動費の遠征費の支援、そして高額でなかなか買えないといわれておりました楽器を共通化して使ってもらおうというかたちでの更新、それから高校入学の際の準備品の支援、そしてひとり親家庭等への給付型奨学金制度というようなことで、ここ毎年拡充してきたところでございます。私としてはまずこうしたところを、充実させていき、そしてきめ細かな支援に、転換していく中で子育て家庭の支援をしていきたいと、このように思っているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、私のほうからは、2番目の若い人々の定住増加につながる環境整備をについてをお答えさせていただきます。

まず最初に、議員ご指摘の施設の使用料金についてですが、議員が示されました市有施設の防音室につきましては、文化交流センターの「リハーサル兼練習室」と船津座の「防音室」があります。平成30年度におけるバンドの利用実績は、文化交流センターで3団体、19回。船津座では3団体、4回の利用でございました。料金の設定は、文化交流センターが夜間4時間で1,880円、船津座は夜間4時間半で1,880円となっており、施設の差異は多少ありますが、高山市の文化会館は、夜間3時間で1,880円。同じく、高山市内のスタジオでは夜間4時間、1人当たり2,640円となしまして、近隣と比較しても同様、若しくは若干割安な設定となっております。

一方、いくつかのバンドメンバーに伺いますと、金額はたしかに安いに越したことはないが、問題は、むしろ場所であると聞いております。つまり、彼らが求めているのは、気兼ねなく音の出せる場所。そして、自前の機材を運ぶ手間なく、ずっと置いておけることの方が望みであるというようなことを伺っております。

そういった課題に対する支援ができないか、市としても考えておりますが、特定の場所を市で用意すれば、貸し出し施設となり機材の持ち運びが伴いますし、あまり人里離れた場所であると利用が増えないことになります。また、まちの中では大音量によるト

ラブルが懸念されるなど、どうすればよいか、要望に応えられるのか、苦慮しているのが実態でございます。しかし、若い人たち、バンドマンへの場所を求める声があることは認識しておりますので、今後、どのような支援があるのか引き続き検討していきたいと考えております。

次に、スケートボードを楽しむ場所については、以前、若宮駐車場や文化交流センター前交流広場で利用可能でしたが、曲乗りの際に発生する騒音や施設の損傷が相次いだことから、使用禁止となった経緯があります。一方、現在では、河合町羽根にあります使用しなくなりました体育館を団体に貸し出し、同団体の管理により、スケートボードとBMXの愛好者の集う施設としてご利用いただいております。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○11番（籠山恵美子）

学校給食費のことですけれども、財政調整基金反論しようかなと思ったら必要に先に言われてしまいましたけど。給食費についてはですね、例えばその先ほど市長は、就学援助費でも対応しているというお話でしたが、これ所得の低い方ですね。準要保護の子どもさんに対応する就学援助制度なんですけれども、なぜか飛騨市はとってもその利用割合が低いんですね。受給割合がですね、飛騨市は0.046パーセントなんです。ということは、年間受給者数が2019年で79人です。飛騨市全体で79人といったら、とっても低いんですね。それだけ学校で拾ってないんでしょうか。そういう対象者を。ほかのところはですね、大きな大垣市なんかは千いくつですけれども、高山市でも322人。それから下呂市でも160人対応してるんですね。ですから一気に給食費無償化というのは、なかなか実現できないのかなと思います。けれどもこれまあ諦めませんが、やはり就学援助制度をもっともっと活用してもらっていて、準要保護に値する児童がいたら、もう本当に先生たち、目を皿のようにして見つけていただいて、ちゃんとフォローしていただきたいと思います。

それからその財政調整基金ですけれども、たしかに飛騨市は普通財政規模の58パーセントでしたが、大変高いんですね。であの今、市長がおっしゃったように、やはりなかなか国の政府の言うことも信用できないから、自分のところで対応するために蓄えているということでしたが、それでも財政調整基金の全国平均市町村で言うと10パーセントから20パーセントと言われていました。ところが飛騨市は57パーセントも溜め込んでるわけですね。こういう緊急事態ですから、例えば不測の事態のために積み上げてということも飛騨市のホームページに書いてありましたが、市民生活にとってみると今から、これから不測の事態だと思うんですね。災害がなんかハード的に災害が、地震が起きて大変になる。それも不測の事態ですけれども、市民生活が不測の事態っていうこともあるわけですから、それにどう対応するかということで、私はとにかく手元にあるお金をあんまりこう減らさないようになるべくそこに補填してやるというやり方がとっても大事じゃないかなと思って、学校給食費などもそう思っているわけです。財政

調整基金の使い方についてですね、もう少し下げるおつもりはありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一応今のところ、方針として60億から65億の間を維持するという方針を立てて、それでそれを上回っていたぶんについては特定目的の基金に積み替えたんですね。平成29年度ですね、移し替えました。それで計画的に必要とされるものに使っていくということをそのときやりましたので、今のところ、私としてはですね、この60億という線を維持していきたい。しっかり方向性を明確にしてですね、本当に一昨年度、こういう言い方はあれですけど、国に財務省に手を突っ込まれそうになったという状態でありまして、非常に全国市長会・県市長会でも私も発言しましたがけれども、こんなことあってはならないということではなかったけれども、そういったことも懸念はされますけれども、ただ飛騨市の財政というものを預かっている立場からしますと、ここに60億あることで、いかに安心して財政運営ができるかということもございます。これはなかなか言葉で説明できないんですが、やってる人間としてですね、これがあるからという部分で財政運営がギリギリのところまで、つまり基金をどんどん積み上げていかなくても全部ある程度使える格好でやられているというのも正直なところでありますので、気が小さいのかもしれませんが、ここは細心の姿勢で財政運営というのに当たっていききたいとこのように考えております。

○11番（籠山恵美子）

4年ぶりに質問に立ったものですから、これから4年間大いに議論して進めていきたいと思います。これで質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時35分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、10番、野村議員。なお、質問中説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは本日のラストバッターですけれども事前通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。国は2019年10月から12月期の国内総生産GDPが6.3パーセントマイナスと発表しております。これは昨年10月の消費税増税が個人消費を直撃したかたちとなり、日本経済の正念場を迎えております。こうした中、新型コロナウイルス新型肺炎の影響が深刻な問題となって、ことし1月から3月のGDPも引き続きマイナスと予想され、景気の腰折れの瀬戸際となっております。日本はある意味では令和恐慌になりかねないなどと厳しい見方が出始めております。感染拡大する新型肺炎で岐阜県内でもですね、旅行のキャンセルやイベント等の中止・縮小が相次ぎ、飛騨市では、古川町のまちなかは観光客の姿がほとんど見られない日が続いております。都竹市政の4年間で飛騨市の人口減少は一段と進み、その影響もあり、市の地域経済は人手不足と市場マーケットの縮小などで個人事業者からは「経営的に苦しい」との声を聞いております。中には、このような状況がこれからも続くなら早く高山市と一緒になったほうが良いのではないかと発言する人もいらっしゃいます。改めて申すまでもなく、我々議員は民意の代弁者であり今回も私は多くの市民の皆様から寄せられた意見や提言を取り入れ、大きく次の3点について質問します。

まず1点目のですね、元気な飛騨市にする仕事づくりについてです。このたび飛騨市はこれから5年間のですね、これですね、「飛騨市総合政策指針」を発表しております。これによりますとですね、25年後にはですね、飛騨市の人口は現在の約半分の1万3,000人で、今の古川町の人口より1,500人以上減少し、市内各所にですね、空き家・空き地がどんどん増え続け、恐らく限界集落があちらこちらにでもできたまちとなっていることでしょう。政策立案のもととなる考え方は理解できますが、少しでも人口減少に歯止めをかける努力は必要です。それを実現するために5年間の具体的な事業内容と数値目標を市民に示し、行政と市民がともに同じ目線で目標に向かい、行動するときではないでしょうか。

それでは、次の3点について質問いたします。まず1つ目がですね、誰もが働きやすく活躍できる代表的な事業内容とその数値目標についてです。2つ目がさまざまな交流から所得を生み出す代表的な事業内容と数値目標について。そして3つ目がですね、企業誘致など若い人の働く場の確保についてです。人口減少・少子化に歯止めがかからない最大の要因は、若い人の働く場が少ないということです。当然市長はこの4年間でですね、企業誘致等のトップセールスをされていると思いますが、具体的にですね、そのトップセールスされた業種であるとか、あるいは会社が、発表できるならばですけども、それと具体的な成果はどうだったんでしょうか。また飛騨市にとってですね、最大の課題である若い人の働く場の確保についての対策を示してください。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

元気な飛騨市づくり、3点お尋ねがございました。順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず、誰もが働きやすく活躍できる代表的な事業ということでございますが、これは働く世代、稼ぐ世代、消費する世代が大きく減少する中でですね、担い手不足の解消が最重要課題である。その中で女性、高齢者を含めてあらゆる全ての方々の働きやすさと活躍を追求しようというかたちでつくった柱でございます。

一番力を入れて取り組んでいきたいと考えておりますのが、農林畜産業の担い手育成と外国人材の活用支援ということでございます。

農業におきましては、飛騨トマト研修所での担い手育成。令和2年度においては、ブランド化が図られつつある米農家の担い手育成に取り組むということにしておりますし、畜産業ではひだキャトルステーションでの高校生、大学生とのインターンシップ。この受け入れを強化していきたいと考えておるところでございます。また林業ですけれども、森林文化アカデミーと連携することになりまして、修学資金の貸し付けや市の広葉樹林を研修フィールドとして活用いただくといった取り組みの中で、活躍の場をつくっていききたいと考えておるところでございます。

それから外部人材の活用。議員からもこれまでも何度かご質問を賜っておりますが、製造業の分野ではすでに多くの市内事業所で活用が図られてきておりまして、こうした点についてもご支援を賜っております。こうしたさまざまな支援策も講じてきたわけがありますけれども、これを今度は建設業とか介護施設にまで広げていこうということで、今その取り組みを進めておるところでございます。こうした取り組みを重層的に講じながら担い手不足の解消を図っていくというのが、この1番目の「誰もが働きやすく活躍できる」という分野での主な事業内容ということでございます。数値目標は、総合政策指針に記載している以外には設置していないということでございます。それから2番目、さまざまな交流から所得を生み出す代表的な事業内容ということでございます。この趣旨は人との交流の中で、人間関係を強化して、話し合いを深めまして、さまざまな場で夢を語り合う。その中でビジネスチャンスを見出していく。そしてまた飛騨市が持つ人や地域などの魅力を最大限発揮して、交流人口そして関係人口を拡大していくというのが、この2番目の柱であります。大変、政策が多岐にわたりますので、全てを申し上げるわけにまいりませんが、1つだけ取り上げさせていただくとすれば、関係人口の拡大ですね。ここを重視しておるわけでございます。これまで、外部の方々との交流がポイントになるということで取り組んでまいりましたけれども、この取り組みの具体的なものとして、飛騨市ファンクラブ。これもすでに4,200人を会員が突破いたしました。そしてまた、飛騨市ふるさと種蔵村。そうしたことをやってまいったわけですが、これが、いわゆる関係人口の取り組みなんだということで、逆に全国のほうから認知を

されるようになってきたということでございます。これをですね、この総合政策指針の初年度の令和2年度からさらに加速させていこうということで、関わっていただく内容ですね、地域活動とか地域課題。その「関わりしろ」と言っていますが、それと関係人口をWeb上でマッチングする関係案内所の開設というようなことに取り組んでいきたい。飛騨市のファンを増やす取り組みと並行して、市内の具体的な課題への関わりを深くするという取り組みをやっていききたいということでございます。

こちらについても、数値目標は指針に記載する以外は、特段設定をしていないということでございます。

3番目、企業誘致につきましてのお尋ねがでございます。これは繰り返しこれまでも申し上げているのですが、企業誘致というのは、どんどん売り込み営業に行くということではなくて、さまざまなご縁の中で、場所を広げる、場所探しているという情報をつかむことがございます。その際に当市でお手伝いできる内容を瞬時に整えて提供する。そして、候補地の1つに加えていただきながら、その後のさまざまな課題と一緒にクリアしていくことによって計画が具体化していくというのが企業誘致だということでございます。当然ながら、信頼関係の中で進めておりますので、過去の事例も含めまして、具体的な会社名、業種を申し上げることはできませんけれども、製造業もあれば福祉の事業もこれまでございました。

また現時点において、実は現在進行形で取り組んでいる誘致案件がございまして、市長をトップとした部局横断の庁内プロジェクトチームをつくって、今取り組んでいる最中でございます。

これも再三申し上げてきているんですが、市内では今回の新型コロナウイルスの影響で今後どうなるかわかりませんが、そこまでの状態では、常時250人程度が人手不足という状況がずっと続いておりまして、当市への企業進出によって人材を奪い合う状況に陥る可能性が高いということで、市が積極的に企業誘致に取り組むことに対して、市内事業所から懸念の声が強まっているという状態が続いておりました。

このため、少人数で税収効果が高い事業ということで、小水力発電事業とかですね、こうしたものに重点を置いていくとともに、既存事業所、今ある事業所が雇用対策とか経営力の強化、また事業を拡大するということを支援していくということで、これも企業誘致なんだという考え方の中でですね、取り組んできたわけでございます。

それから、若い人が働く場所ということがございますけれども、常に250人不足しておるわけでありまして、働く場所がないわけではない。働く場所は250人分あるわけでありまして。ただ問題は、働きたい場所がない。こういうことでございます。

働きたい場所とは何かというと、これはデザインとか広告宣伝、あるいはクリエイターの所属するようなクリエイティブ産業。こういうことではないかということでございまして、この事業所数が、これは極めて飛騨市内少ないわけでありまして、ここを1つでも2つでも増やすということが大事じゃないかということです。

こうしたクリエイティブ産業の特徴といたしまして、その土地が非常にチャレンジングな面白い場所だと思ってもらうということが、実は一番大事だというふうに考えておりまして、そうした場所であると。飛騨市というのは非常に前向きで、チャレンジをされていて、面白いんだという印象を持ってもらうというのが一番早道だということで、市政自体が前向きな取り組みを進めていくということをやってきたのは、そういったところに大きな意味があるわけでございます。

幸いですね、今、市のさまざまな取り組みが若い人たちにそうしたイメージを与えているということも感じておりまして、実際にここ4年ほどの間にデザイン、企画、ソフト事業を手がける企業が少なくとも4社、飛騨市に生まれておりまして、中には社員を雇用して事業を拡大する例も出てきております。またネットショップ事業なんかを社内で創業する、第二創業のようなかたちでやっていこうというような例も出ておりますので、これも若い人の働く働きたい場になっていくのではないかなと思っております。

総合政策指針に掲げております「変革への挑戦を続け、新しい価値を創造するたくましいまち」というのは、まさしくこうした考えを盛り込んだものであるということでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（野村勝憲）

今回地方創生、私いろんな自治体で地方創生をテーマにですね、いろいろ自治体を回ってきていますけれども、第2期の柱というのは、だいたい関係人口なんですね。どこもね。先ほどファンクラブということで、それを柱にされるということですけども、新しい切り口はないんでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ファンクラブのその先ほど申し上げました関係案内所とか、今年度未来のコミュニティ研究室ということで、テーマを決めて、お米と石棒とファンクラブそのものの事業に関わってもらうということをやってきましたけれども、これがまさしく新しい切り口ということです。ファンクラブそのものが従前のようにファンを組織化して市のPRをする。あるいは、市の産品を買ってもらうというこれはもう旧来のやり方です。でもその中で、コアな人たちに実際にここに来て関わってもらうところがまさしく新しい展開ということでございまして、ここが今、他県からもあるいは全国からも注目をされているというところでございます。

先般も県議会の方で、市のこのファンクラブと関係人口の取り組みを岩井豊太郎議員という方が取り上げて質問して下さいました。1つの優良事業として実際に質問の中で取り上げられたと伺っております。そうしたこともございますので、今やろうとしていることをどんどん追求していきたいなと考えております。

○10番（野村勝憲）

市長、先ほどデザイン関係の会社が4社ほどということですが、ある意味で明るい会社、展望なんですけども、私も広告会社出身なんで、残念ながらですね、やっぱりクライアント得意先が飛騨市内には少ないんですね、したがってマスメディアは恐らくできないと思う。テレビであるとか、新聞というのはね。やっぱりどうしても都会地、名古屋であるとか関西であるとか東京であるとかそういったところ。それでデザイン部門ですけど大きくですね、飛躍するっていうのはちょっと危惧されるんですが、そのへんはいかがでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あの十六総研の田代さんて研究員がおられますが、去年レポート発表しておられます。飛騨の地域、これは高山市を含めて飛騨も下呂市もなんですが、クリエイティブ系の企業がないので、仕事が全部外へ出て行ってる。これを内製化するだけでも、十分この地域で資金が回っていくと。つまりクリエイティブ産業の循環がつかれるという論文を去年発表しておられました。私もそのとおりだと思っておりまして、今現在ここへ外で流れているのをいわば何と言いますか、こう輸入代替産業と言いますか、そうしたかたちでこの中で飛騨地域の中で内製化ができるようにするというのが、まず恐らく第一歩なんだろうというふうに思います。それからあとクリエイティブ系の仕事というのは、Webを使ってネットを使って全国から受注ができるということで、現実にはそうした仕事を受けておられる方もおられますので、恐らくそういったかたちの中で発展していくのではないかなというように感じております。

○10番（野村勝憲）

まあ今回の総合指針ですね、恐らく今回は外部委託、すなわちコンサルですね。トーマツさんを含めて委託はされていなかった。自前でやられたんでしょ、これは。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

100パーセント市役所の中でつくりました。

○10番（野村勝憲）

そのほうがいいと思います。ただ問題がですね、これたしか64ページくらいあるんですけども、なかなか私も一応読みましたけども、なかなか頭に入らないということがありますので、ぜひお願いしたいのはですね、前も言ったと思いますけども、B4で結構なんです。B4でね。核となるものを拾い出してですね、それで市民の皆さんにわかりやすいカラーで1ページでいいですから、ダイジェスト版のようなものを概要版ですね、これをぜひつくっていただきたいのですが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今まさしくそれを準備しておりまして、ダイジェスト版のようなかたちで配布できるようにということで、今準備を進めております。

○10番（野村勝憲）

企業誘致の件ですけども、私もですね、企業誘致というのは、非常に難易度が高い。それはなぜかと言いますと、アクセスも良くないということで、それと先ほど240人はね、不足しているという。働き手がいらないということですね、私はですね、ある程度ターゲット戦略を業種も含めて、ターゲット戦略持ってエリアも含めてやらなきゃいかんかなと思っているんですね。議員はですね、知っていると思いますけれども、1年半くらい前から私は愛知県、とくに名古屋市とそれからとなりの富山県についてですね、薬品会社と化粧品メーカーに対してですね、私だけじゃないですよ、徳島議員も行ってますけど、一緒にね。やはりですね、その工場を持って来るんじゃなくて、何とか研究所。「水がいい」、「空気がいい」、この2つを売りものにしてですね、研究所を持ってこれないかということを今アプローチですね。なかなか理解されませんが、要するに研究員も来てもらって、空き家もある。それから環境も研究しやすい環境だということ売り込んでいっていますが、そのへんについての見解をどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

研究所なんかですね、非常にこの地域に適して大量のなんて言いますか、製造業のラインを要しませんので、飛驒の地域に合ったものではないかなと思いますし、こうした中で研究所の新たな立地を探しているというような情報、先ほど申し上げましたように、つかんだときに即時に動いていくということが大事ですので、もし議員はじめ皆様方もですね、そうしたことがあればぜひご一報、つないでいただきたい。結局企業が立地するということになりますと、都市計画の問題、それから周囲の土地の道路の取付道路をどうしていくとかですね、それから土地がそれで足りないときにどう確保するかとかいろんなことをほぼ同時期に一齐にやらないといけないので、これ市役所の中でも総力を挙げてやるかたちになります。なので、ぜひそうした話があればですね、ちょっとした情報でも構いませんから、ぜひお寄せいただければと思います。

○10番（野村勝憲）

我々議員もですね、ただ議会に出て質問したりですね、ルーティーンワークをやっているという時代じゃないと思いますわ。まあそれぞれ13人はそれぞれ人脈を持っていますので、それを生かして外へ向かっていくという活動したいと思いますので。

それでは大きくですね、2点目の活力ある地域づくりについてお伺いさせていただきます

ます。古田岐阜県知事はある新聞の新春インタビューで、ことしは東京五輪・パラリンピックや聖火リレー、関ヶ原合戦420年、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放送など岐阜県が各方面から注目を集めることしを観光ビッグイヤーと位置付けて、さまざまな施策を展開すると発表されました。県のPRと合わせた飛騨市の観光分野での誘客策をはじめ市の地域経済活性化のため私から提案を含め、次の7点について質問いたします。まず1つ目がですね、10府県とタイアップした今年の観光誘客策についてです。県はことし「観光の岐阜」を内外に強く発信していくことで、当然飛騨市も県と連携したことしの観光誘客策を検討中だと思います。その具体案を示してください。

2つ目、市の昨年1年間の観光客数との畜産物の生産販売額についてです。昨年の高山市の観光客数は前年比6.6パーセントアップで約473万人を達成し、過去最多となったようです。そして外国人宿泊にしても61万人を超え、順調に観光消費額は増加しているようです。宿泊施設も次から次と。残念なのは、ちょっと外部資本が多いんですけれども、建設され飛騨市とは対照的なところがあります。

一方、農畜産物の生産販売額は、約221億円で、前年比3パーセント減となる見込みのようです。農作物の販売価格は約119億円で6パーセントの減ということです。畜産は前年とほぼ同じ102億円ということです。そこで飛騨市の昨年の観光客数と農畜産物の生産販売額はどのくらいだったのでしょうか。

それからですね、3番目に都竹市政4年間で観光消費額はどのように伸びたのでしょうか。市長は就任早々「観光一丁目一番地に外から人と所得を取り込む」と明言されて4年が経過しております。しかし、平成30年までの観光客数は、年間100万人前後で宿泊客は年間10万人で推移しております。井上市政4年間で比較して、古川祭のユネスコ登録や映画「君の名は。」のヒットなど明るい話題あったにもかかわらず、残念ながら実感としてですね、観光消費額が増加しているとは思われません。そこで井上市政4年間で都竹市政4年間の観光消費額を具体的に示してください。

それからこれからちょっと一部私からの提案もあります。4番目にですね、瀬戸川に朝霧と夕霧がたつ状況をつくったらどうでしょうかということで、まず観光消費額を増やすにはですね、まずレギュラー的に宿泊客をアップさせる必要があります。現在古川・神岡ともですね、旅行者の滞在時間が残念ながら短いことが大きな課題です。実は、私も案内人会に入らせてもらって、やっぱりいろんな観光に来られた人たちを案内しているんですけれども、1時間半から2時間ですね。で必ず聞くんですが、「どこでお泊りですか」と大体が奥飛騨温泉郷で、ここがちょっと懸念されますので、私やはり滞在時間を増やすということですね、考えなきゃいかんということで、とりあえず古川ですね、例えば瀬戸川沿いにですね、朝日が昇る時間、6時から6時半とかですね、時間はありますけれども、それから夕日が沈む時間にですね、それで人工的に約15分間、霧を出して朝霧と夕霧がたつ瀬戸川と白壁土蔵として売りだしたらいかがですか。この狙いはですね、要するに安房山に登ったり、あるいは小島城に上がったたりしてですね、そ

うして秋になると霧が見えます。そこまでひっぱりこめればいいと思いますけど。そういう商品開発力をしなきゃいかんと。ですから地域にもっと光を当てて、そしてですね、やっぱり誘客あるいは宿泊客を伸ばすということを考えたらいいいのかなと思ひまして。

2つ目がですね、たまたま先ほど申しましたけれども、冒頭でも申しましたように関ヶ原合戦420年の節目に当たるわけですね、ことしが。4月に岐阜関ヶ原古戦場記念館がオープンします。秋にはそれにもなつて、大規模な合戦再現イベントが県では予定されているようです。また県内ではですね、大河ドラマ「麒麟がくる」の舞台となっております各地域ですね、戦国武将観光と周遊観光を盛り上げることにしたいと思います。実は、これ吉川弘文館から発行されている本なんですけれども、この「東海の名城歩く」の中にですね、古川町の小島城と増島城、そして神岡の高原諏訪城と江馬氏下館が紹介されているようです。全国の山城平城ファンをですね、飛騨市に誘客PRするためにですね、古川の小島城・増島城及び神岡の高原諏訪城と江馬氏下館にもっと光を当てて観光の面から光を当てて北飛騨の山城・平城としてですね、観光資源として活用してPR活動したらいかがでしょうか。

それから6つ目ですね、まあこれはもうすでに聞いておりますけれども、農産物直売施設「地場産市場ひだ」の再整備計画についてでございます。道の駅アルプ飛騨古川に朝開町の地場産市場ひだを移転・新築するというので、令和2年度、この4月以降だと思いますけども、実施計画などに1,260万円が予算化されました。それでですね最終的にはオープンまでにどのくらいの予算をアバウトで結構ですから教えてください。

2つ目はですね、朝開町の現在の建物は、約40年以上経過して、建物自体が老朽化に。そしてさらに加えてですね、耐震基準を満たしていないということでございます。その移転後はですね、現在の建物は恐らく解体されると思いますけども、もし解体した場合、土地全体の利活用は現段階でどのようなことを考えられていらっしゃるかお示してください。

そして3つ目がですね、新築になった場合ですね、当然施設利用料というのは指定管理者から徴収されるのかどうか、現状のままなのか含めてお示してください。

最後にですね、7つ目がまあこれはいろいろ市民から声が出ております。地元のあるいは、ほかの方々からもですね、やはり私、前々から言ってますけども、飛騨市のですね、出口・入り口を広め、多くしなきゃいかんと思います。それと観光客の受け入れ体制。とくにバスですね、大型バスを高山から回ってくるんじゃなく、高山寄ってくるんじゃね、直接清見から古川へ入ってもらうということでですね、飛騨卯の花街道を結ぶですね、平岩地区の工事を早期に完成させてほしいという旨の要望を受けております。早速私3月10日にですね、岐阜県の古川土木事務所に単独で訪問しまして、それでヒアリングはしております。現在第1期工事は終了しておりますが、まだ第2期・第3期の用地買収も済んでいないというような状況なんです。ですからまだまだ未着手の状況であります。したがってぜひですね、市でも多分アプローチはされていると思います

わ。要望もされていると思いますけれども、早期完成を強く要望していただきたいと思います。以上7点についてお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

私からは、5点目までを答弁させていただきます。1点目の岐阜県とタイアップした今年の観光誘客策はということでございますが、岐阜県では現在、観光産業の基幹産業化プロジェクトを推進しております。とくに令和2年度は、「観光ビックイヤーをとらえた国内外からの誘客強化」をテーマに、4本の柱で取り組むと方向性を示しておられます。

1つ目は、「戦国武将」観光の本格展開。2つ目は主要観光地の魅力を活かした観光誘客プロモーション。3つ目は広域観光に向けた観光資源の磨き上げ。4つ目は観光地の受け入れ環境づくりとしており、1点目の「戦国武将」観光の本格展開については、その中心が美濃地方であることから、残念ながら直接の関わりはございませんが、昨今人気の「山城」に関連した商品造成を考えております。その他3点については、昨年度より先んじて取り組んだものや、次年度本格的な取組みを進めるものがあります。

国内誘客プロモーションについては、昨年度飛騨米や野菜、自然などをテーマに地域色を活かした体験型商品の造成やブランディング、ナイトタイムエコノミーを活性化する屋外レストランの取り組みなど、県内他地域に先んじた取り組みを開始しておりますし、デジタルマーケティングに対応したWEBサイトの改修等についても新年度に向けて構築することとしております。

また、広域観光については、飛騨3市1村に岐阜県が加わって共同して観光施策を展開する「飛騨地域観光協議会」の事務局を昨年度より担当しており、飛騨地域の面的メリットを活かしたさまざまな誘客施策を県とともに進めております。

最後に受け入れ環境づくりについては、市内飲食店に外国人観光客やベジタリアンなどが入りやすくするフードダイバーシティの取り組みの拡充や身障者にやさしいバリアフリーマップの完成を年度末に向けて進めております。加えてこれも飛騨3市1村共同で地域通訳案内士の育成にも努めております。

これらさまざまな事業を周辺自治体や県と連携しながら、今後も発展的に実施し、更なる誘客に努める予定としております。

2点目の市の昨年1年間の観光客数についてでございますが、ようやくまとまりまして、前年比12.82パーセント増の約121万7,000人となりました。最近5年間で最も多くの観光客を獲得でき、目標値の120万人を達成したところでございます。また宿泊者数についても6.82パーセント増の約10万8,000人。内、外国人宿泊者数も11.18パーセント増の約1万1,000人を記録いたしました。

3点目の都竹市政4年間で観光消費額は増加になったのかというご質問でございます。前の井上市政2期8年のうち、後半4年間の観光消費額については、調査記録や具体的な数字がございませんので、比較できないことを申し添えたうえで、近年4年間の観光消費額についてですが、消費単価アンケート調査などを隔年で行っていることから、単純に前年度と比較することはできませんが、入込客数及び宿泊客数いずれにおいても過去4年間で比較しても最多を記録いたしました。旅館業者の聞き取りやカミオカラボなどをはじめとした立ち寄り拠点が整備されてきたことで、昼食に寄られる方が増えているとの声もあることなどいずれの要素を踏まえましても、全体として増加しているものと考えております。

4点目の瀬戸川に朝霧と夕霧がたつ情景をつくったらというご提案でございます。昨今、多くの観光客を集客する観光資源の特徴として、そこにしかない、唯一かつ作り物でない本物の観光資源であるということが1つの共通した要素であります。例えば世界中に存在するユネスコの世界文化遺産などがそれであり、近隣においても白川郷が世界中から多くの観光客を魅了しているのも、そこにしかない本物だからこそと考えております。

飛騨市においても近年注目されている古川盆地の朝霧については、その発生条件が極めて限定的なことにも関わらず、メディア露出も相まって多くのカメラマンや観光客がこぞって足を運びだしており、観光課に問い合わせが多い資源の1つになっております。これも、ここにしかない本物の資源だからこそあるからでございます。

議員ご提案の人工的な霧につきましては、短期的なイベントとして活用するだけなら別ではございますが、長期的な観光資源としては非常に賞味期限が短く、その投資効果についても疑問が残るところでございます。

したがいまして、森林の約70パーセントを占める広葉樹や食、250種以上が自生しているといわれている薬草や宮川・高原川のアユなど、古来からこの地域にあり、他地域と差別化できるローカル資源、加えて先人が守り育ててきたまちなみを維持していくことが、地域の守るべき観光資源と捉えていることから、現在はそのブランディング事業を中心に取り組んでいるところでございます。

5点目の古川・神岡町の山城・平城を観光資源として売り出したらというご提案でございます。議員ご紹介の「東海の名城を歩く」の編者は、飛騨市でもお世話になっております、滋賀県立大学の中井均先生と岐阜市教育委員会の内堀信雄先生でございます。姉小路氏城館跡調査指導委員ならびに江馬氏城館跡整備委員としてご指導を仰いでおり、実際の執筆につきましては、教育委員会の学芸員が担当させていただいたところでございます。

現在、姉小路氏関連の山城群については、文化振興課が令和4年の国史跡の申請を目指しているところであり、これまでの発掘調査の結果については新聞報道のとおり「全国的に貴重な例」として高い評価を得ているところでございます。

また江馬氏関連の山城の内、江馬氏の本城であります国史跡の高原諏訪城は、高原郷支配のための最重要の軍事拠点として、また唯一県史跡の傘松城は江馬氏と対立関係にあった姉小路氏・三木氏が拠点としていた古川方面の街道を見渡す立地にあり、外敵の侵入・防御といった飛騨市の歴史ストーリーを語るうえで欠かせない存在であるとともに、歴史ファンの心をくすぐる資源でございます。

現在、国史跡に指定されたことにより保存活用計画の策定をすることになっておりまして、文化財を保護しながら活用するという方策について、文化庁やさまざまな有識者のご指導を仰ぎながら進めていくこととなっております。こうした中で、昨今の「山城ブーム」を踏まえつつ、観光資源としての活用を図っていきたいと考えております。

県内では、可児市で全国山城サミットが開催され、全国から多くの山城ファンを獲得しています。また、恵那市の岩村城や苗木城は全国的な知名度のもと、その城下町を巻き込んだ観光地として注目度が高まっております。

こういった昨今のトレンドの中、歴史資源を活用した新たな観光誘客をすでに視野に入れており、例えば、江馬氏・姉小路氏の群としての山城は、独特の石積みやその地形の活用から、山城ファンに訴求する飛騨市独自の魅力的なコンテンツでありますし、「平城」では、県史跡の増島城の石積みと取り巻くそのお堀、国史跡と国名勝の江馬氏下館の庭園と会所もまちなか散策コースの拠点資源として活用をしているところでもあります。これも貴重な歴史ファンに訴求できる資源と考えております。そこで、現在文化振興課が姉小路氏関連の山城や江馬氏関連の歴史講座を実施していますので、これを「みんなの博覧会」のような体験型商品として販売し、夜の歴史講座と翌日の山城登山、平城ハイキングなどをおり織りまぜながら飛騨市独自の宿泊滞在型商品として、山城の活用を進めるなど、多様な方策を検討して滞在時間の延長につなげていきたいと考えています。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

2点目のご質問のうち、農畜産物の販売額についてお答えします。飛騨市では、JAひだの報告に合わせて4月から3月までの年度で販売額を記録しております。現在、3月分の実績が上がっていないため、2月末までの販売額をお示しいたします。

飛騨市の平成31年4月から令和2年2月までの農畜産物の販売額は約2億2,470万円で同時期前年比0.6パーセントの減です。内訳は、農産物の販売額が約1億927万円で、前年比4.8パーセントの減、畜産は1億1,543万円で前年比3.8パーセントの増となっております。3月分が含まれば、販売額は増えますが、前年比はさほど変更が無いものと思われます。

一方、このＪＡひだ取扱分に含まれていない、ふるさと納税や直売所などで販売されている農産物については統計がなく、正確な数字はカウントされておりませんが、現場の実態や声を伺いますと、年々伸びているものと考えております。

次に、６点目の農産物直売施設の再整備計画について、お答えします。なお、朝開町の農産物直売施設の築年数については、その後の調査で、昭和１８年の火災により翌１９年に建て替えられたという記録がございました。そのまま残っているとすると、築年数は７６年程度になるのではと考えております。すでに取り壊された土蔵について、元々は現在の飛騨警察署の敷地内にあったと推定され、昭和５４年に解体され、現在地に再建されたという記録がありますので、あわせて考えますと少なくとも現在の建物の築年数は４０年以上であることは間違いありません。

再整備計画についてですが、令和２年度予算において、高山国道事務所が行う鑑定評価をもとに、交換する土地の用地測量費として３６２万９，０００円。外部専門家を招聘したコンセプトづくりに７４万３，０００円。それを踏まえた詳細設計委託料に８２２万円を計上しております。さらに令和３年度には、本体建設費に８，０００万円、建設工事に伴う道の駅の外構工事費に５００万円を予定し、２カ年に渡る全体事業費は９，８００万円程度と見込んでおります。

このうち、施設の詳細設計と建設工事費にかかる特定財源として、国庫補助金を２分の１にあたる４，４００万円余、その補助裏負担には過疎対策事業債を同額程度充てることとなりますので、過疎債償還にかかる実負担額を含めた市の一般財源負担は２，２００万円余と見込んでおります。

また、移転後の朝開町の施設に関しての計画は未定となっております。土地交換が固まった時点で、現存施設を取り壊す選択肢もありますし、取り壊すまでは普通財産としての活用なども考えられます。いずれにしても、今後、土地の有効利活用も含めて、全庁的に議論していく必要があると考えております。

最後に、農産物直売施設が新築となった場合の施設利用料金につきましては、議員ご指摘のとおり、新たにできる農産物直売施設も指定管理施設となることを前提に進めており、その場合、他の指定管理施設と同様に、施設利用料金は発生しないものと考えております。また、指定管理料につきましては、他の農産物直売施設と同様に、ゼロ円とすることを前提に考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

７点目の主要地方道古川清見線の工事状況についてお答えします。主要地方道古川清見線の整備状況については、現在平岩工区を施工中ですが、平成２９年度に供用された

平岩大橋を含む、1工区1.26キロメートルに続き、現在は2工区1.28キロメートルの区間に着手していただいております。

2工区の進捗状況については、平成30年4月に地元説明会が開催され、関係地権者等の理解が得られたことから、令和元年9月に行われた用地説明会を経て、それ以降、順次用地買収を進めていただいております。

これまでの用地補償の進捗率は98パーセントであり、令和2年度は残りの用地補償を進め、予算の配分状況に応じて順次工事を施工する予定と伺っています。

本路線は古川市街地から東海北陸自動車道へのアクセス道路として重要な道路であり、市は県に対して、3市1村で構成する飛騨地域基盤整備促進期成同盟会による、平岩工区の早期改良の要望を行っております。

また、沿線地域で組織されている「古川清見線改良促進協力会」とも連携して毎年意見交換会を行う等、完成に向けて取り組んでいます。

今後も、平岩工区全線の完成を目指して、2工区の早期完成と3工区の早期着手について、引き続き地域の皆さんと連携して強く要望してまいりたいと思っています。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○10番（野村勝憲）

前向きな話もありました。私はですね、4番目の瀬戸川に朝霧がたつ状況をつくったらというのを非常に期待しとったんですね。

なぜかと言いますと、私はね、その大きな長い距離じゃなくても大イチョウから大横丁までで結構なんですね。要するに円光寺さんの側の赤土道路、あそこに状況をつくったらというものなんですね。それで参考になるのは、私まだ見たことないんですけども、台湾に実際ですね、人工で霧を出しているところあるらしいですね。そこをですね、ぜひですね、せっかく台湾の新港郷とですね、提携しているわけですから、また場所はちょっとヒアリングしますからね。ぜひそういった現場を見てですね、それで私そんなに投資は要らないと思いますよ。むしろ驚きのほうが大きいと思いますので、もう一度再考できないですかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

人工ミスト・ドライミストの事業所が台湾の高雄にあるということは伺っております。ただその利用現場等につきましては見たこともございません。あの机上の議論ではなく、また現場など見る機会がありましたらさせていただきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

ぜひ現場主義ですね、私場合によっては、同行してもいいですね。どうせ時間ありますので、ぜひぜひお願いします。それからありがたいことに5点目のですね、古川・神岡町の山城平城を観光資源としてということで前向きに検討されているということな

んで、私はちょっと協力することがあるんです。先ほど岩村の城が出ましたね。あれはたしか山城としては、日本の3大の1つ、実は奈良県の高取城が同じようにですね、山城の3大に数えられているんですね、そこの高取城の高取藩の直系に当たる植村家忠という人がいらっしゃいます。その方はですね、実は今現在高取町の町長されておられて、奈良県の町村会長もされておられます。その方、たまたま私の会社にいたんですわ。そういうこともあって、ぜひね、私この話聞いて非常に喜びを感じましたので、私も早速ね、彼には話をしますので。あそこはですね、やっぱ山歩きもコースもつくって非常にですね、先ほど小島城なんかも含めてですね、ちょっと比較できる場所がありますし、ましてや彼はそのそばで、本当に大きな屋敷に住んでおられます。したがってですね、教育委員会の文化振興室のですね、大庭さんと清水さんと私とで一度ですね、訪ねて行きたいと思いますが、そのへんどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

5点目の答弁につきましては、大庭参事と一緒につくらせていただきました。そういったこともありまして、一緒になって勉強させていただきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

はい、私も目的ができましたので、ありがたいですわ。ちゃんとやりますので、よろしくをお願いします。それと最後の、要するに先ほど青木部長からお話がありました。まあ私も正直私の感想ですよ、行った感想では、なかなかという感じはしましたけども、まあ何とかですね、やっぱ早期完成をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。それはお願いだけでしておきますので、なかなか現場では難しいと思っておりますわ。よろしくをお願いします。

では、大きく3点目のですね、飛騨市の選挙のあり方について質問いたします。あの2月9日告示されました飛騨市市議選は岐阜県でですね、市議選では初、いわゆる1966年以降、初の定数割れとなってしまいました。また市長選はですね、2期連続無投票となり、内外に飛騨市の衰退イメージを与え大変不名誉な結果となったこと、これは私も議員にも責任あると思います。今回の結果ではっきりわかったことはですね、多くの市民は今の飛騨市の市政に対してあまり期待していないんじゃないかという民意の表れではないでしょうか。我々議員もですね、この結果を重く受け止め、今後市民から議会の関心が高まるよう議員活動に精進することが肝要だと思います。新聞各紙も大きく報道し、この新聞、これ皆さんのお手元にありますね、これは中日新聞さんのカラーで岐阜県版で紹介されたものですけども、市民が良い人を選べないということは、民主主義の危機と警鐘を鳴らしております。

また私が一般質問で再三市長に対して、議員が市施設の指定管理者などになるのは倫理上問題などしてきたことと同じようにですね、この記事の中で、名城大学都市情報は

区部の昇秀樹教授は行政を監視するのが議員の役目。李下に冠を正さずというように好ましいことではないと指摘されております。今回の選挙選について市民から写真などを添えて、今日は、資料は添えておりませんけども、私の所に届いております。「これは明らかに事前運動じゃないですか。ましてやこれは明らかに選挙違反じゃありませんか。」「指定管理施設の社員が勤務中に選対に入って、選挙してもいいんですか」など多くの声が届いております。市民からどうしても今回の一般質問で正しい選挙のあり方をテーマに質問してもらいたいという意見をいただきましたので、早速質問いたします。

まず1つ目がですね、地区推薦は求めない・受けないということでこれから進んだらどうでしょう。ご承知のように区長さんは非常勤の公務員です。選挙運動には積極的に参加できない身分です。

今回の市議選で古川町の大票田である杉崎・太江地区と4～7区の向町連合区からは地区推薦しようとの声は上がり、その結果ですね、立候補者はいなかったということです。私の地元、私は上町ですけども、「これからは地区推薦なんかもうやめましょう」との声を多く聞きます。ある地区ではですね、1月の区長会で区長さんから「〇〇さんを推薦したい」という声が出ましたが、同時に「そんなことはすべきじゃない」との一声で、区長たるものは非常勤の公務員であるということを出されまして、結局推薦を辞めたと聞いております。その人はですね、その地域の地元で、「いいことを言ってくれた」と評価されているようです。したがってですね、次の選挙からは市長選及び我々の市議選の地区推薦はなしにして、ビジョンと政策でですね、論じ合うそういう環境をつくって令和時代にふさわしい選挙にしたいと思います。

それからですね、公のものであります公民館を選挙事務所としては使用しないということですね、申し合わせたらどうでしょうか。ご存じのように公民館というのは、地域住民の親睦を深めることを最大の目的としております。また市から補助金も出ている公の施設です。選挙というのは利害関係にもつながり、市民からフェアな戦いをすべきとの声を聞きます。今回、市長・市議選では、13陣営中ですね、8陣営が公民館を選挙事務所として使用したようです。中には、3週間選挙のために抑えていたと聞いております。世界的にですね、気候変動が激しいときです。いつ災害は起こるかもしれません。災害が起きたときはですね、当然学校や公民館は避難場所になります。その公民館を私的な事務所として一週間以上も使用するのには甚だ疑問を感じます。

飛騨市内にはお寺も数多くあり、空き家がですね、現在どんどん増えておるわけですから、そうした中でですね、そういう環境にあるわけですから、ぜひですね、次の選挙から公民館使用はもう自主的にやめましょう。参考までにある公民館のこれは4ページにわたるものです。ここにありますが。皆さんには1枚目しか渡していません。4ページにわたった管理運営規程、その第4条の2では避難所として活用し、また第5条の4では、選挙事務所としては使用しないと明記されていますよ。ある公民館。古川町の中の公民館です。しかし、使った人があります。そこはちょっとまた具体的に言うと懲罰委

員会にかけられる可能性がありますので、申し上げませんが、それ言うと。それは固有名称は使いませんが。実は実際、平成28年の選挙で使われているんですわ。今その地元ではちょっと話題になっております。そういうことを踏まえてですね、ぜひですね、ほかにもいろいろ私のところへ最近も手紙が届きました。それを添えておりますので、ぜひですね、やっぱり市民の方に疑念を持たれないという選挙をしたい。令和時代にふさわしい選挙をしていくということで、どのような見解をお持ちか。よろしくお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

選挙のあり方についてのお尋ねでございます。いろんなお考えがあるのだなということでございますし、そういうふうに通ったわけでありましてけれども、選挙はそもそも我々選挙を経て、ここにいるわけでありまして、自由な意思によって行われるというのが選挙の一番のやはり根幹ではないかと思っておりますし、候補者の擁立や推薦にあたって、どのような集団、組織がですね、どのように行動するかという、これも選挙の自由な考え方があっていいのではないかというふうに思います。

野村議員のお考えもその1つだろうということは思いますし、そうではないという方がおられるとすれば、それもまた1つなんだろうというふうに思います。

そうしたことを決められないわけでありまして、線を引くために公職選挙法という法律があって、選挙の期間中、どんな選挙でも世の中幾多の選挙が行われているわけですが、その都度それぞれの選挙管理委員会、市町村で判断できなければ県選管に相談する。県選管に相談できなければ総務省に相談をするというかたちの中で動き、警察もまた一緒になってそういったかたちの中で公職選挙法にどう抵触するのかの判断を行っているということでありますから、そうした中で法的なものは決められていく。ただその法的なものの中で認められているものについては、これはやはりいろんな方の考えがあっての選挙ですから、そこはさまざまな考え方があっていいのではないかというのが私の思いでございます。

ちなみに地区推薦ということに関して私は、是非ということ自体を考えたことがございませんし、特段の意見もございません。

それから公民館のお話がありました。これも今のお話で、選挙事務所というのは千差万別で、私もほかの市長村長の選挙の応援に行くこともありますし、市議会議員の応援に出かけることもございます。それぞれの事情、それぞれの地域の事情で選挙事務所は本当にさまざまに使われております。これも、その地域、場所、それから候補者の置かれている事情、それから選挙の規模、こうしたものについても左右されます。例えば、政令指定都市の選挙を自宅でやるというのは、これは不可能です。また、地域によって

の事情によっても異なってまいります。そうした中で決まっていくなだろうというふう
に思います。公民館についてのお話で言いますれば、公職選挙法は選挙当日の投票所3
00メートル以内に選挙事務所を設けることができないという規制はありますけども、
場所については一切規定していないということでございます。

また、飛騨市内で、地域で「公民館」と呼ばれる建物があります。ただ、ほとんど市
の古川町公民館、神岡町公民館とか以外は地域の所有の施設でありまして、いわゆる市
所有の「公の施設」ではないということでもありますから、国とか県、あるいは市からの
補助があったとしても、地域の住民がお金を出しあって建設されている。したがって、
その運営も自分達のルールで決めているということですから、その各地域のご判断で使
っていいということであれば、使われるんでしょうし、だめと言えれば使われないでしょ
うし、恐らくそういうことなんだろうというふうに思います。いずれにいたしましても、
その施設をどう使うかも含めてですね、政治家としての個々の候補者が、それぞれの事
情を踏まえて、考えればいいことではないかと思えますし、色々な考え方があっ
ていいのではないかと、野村議員の考え方もその1つであろうと、このようにとらえさせ
ていただいたところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（野村勝憲）

実はですね、私今回、2月9日の選挙でですね、東濃からある市議員が応援に来て
くれました、私の。私の宣伝カーでですね、要するにそれに乗って、今回はですね、私
当然選挙戦になるだろうということで、何とかですね、できるだけ回りきろうというこ
とで神岡町山之村まで出かけました。帰りに高原議員が帰ってくるところにも出会いま
したけれども、都竹市長にも会いましたね。あのへんで、あの近くでね。私はある市会
議員、東濃地区のびっくりしていました。それは当然いろんなところを回っていますから、
ここでも公民館、ここでも公民館っていうことだね。東濃地区ではほとんどないん
ですわ。選挙戦で使うには個人演説会では使っています。それぞれがそれぞれの例えば
民家であるとか空き家であるとか工場の跡地関係の施設であるとか、そういったところ
を使って公民館、こちらで講演会。一晩ですけど、やるというようなことで、そういつ
たケースが多いですね。ですから私は、彼は非常に異常だなと感じたそうで、そうです
ね、あそこ行っても、ここへ行っても公民館があるわけですから。そういう公民館でや
っているという。これが選挙事務所だということなんで、ぜひですね。私はやっぱり先
ほど申しましたように、まず万が一のことを考えてね、拘束すると公民館をね、拘束す
るというのは、万が一何が起きるかわからない。あの先ほど言いました気候変動で災害
が起きるかもわからない。そういうことを考えて、あくまでも要するに地域住民の要す
るに憩いの場でもあるけれど、やっぱり避難する場所だということですね、ぜひぜひで
すね、皆さんそれぞれですね、自問自答していただいて次の選挙からですね、倫理的に
対応していただきたいということで、以上で私の質問を終わります。

〔 10 番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、10 番、野村議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後3時50分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（9 番）

前川文博

飛騨市議会議員（10 番）

野村勝憲